



経済産業省
九州経済産業局

国の中小企業・小規模事業者施策等の概要

令和7年2月

九州経済産業局 産業部 中小企業課

E-Mail : bzl-kyushu-chusyoka@meti.go.jp

T E L : 092-482-5449

目次

1.	はじめに.....	2
2.	中小企業・小規模事業者の現状.....	4
3.	令和7年度概算要求等・令和6年度補正予算案 のポイント	9
4.	令和7年度税制改正に関する要望ポイント	52
5.	その他参考資料.....	63

経済産業省の組織

本省

大臣官房
経済産業政策局
通商政策局
貿易経済安全保障局
イノベーション・環境局
製造産業局
商務情報政策局

外局

中小企業庁
特許庁
資源エネルギー庁

地方支分部局

沖縄総合事務局
九州経済産業局
四国経済産業局
中国経済産業局
近畿経済産業局
中部経済産業局
関東経済産業局
東北経済産業局
北海道経済産業局

業種別の〈タテ〉の組織

- 製造産業局（鉄・化学・自動車・ロボット等）
- 商務情報政策局（IT・ヘルスケア・クールジャパン、流通・商取引等）
- 資源エネルギー庁（再生エネ・資源外交等）

業種横断的な政策分野ごとの〈ヨコ〉の組織

- 経済産業政策局（成長戦略、税制、ファンド、地域振興等）
- 通商政策局／貿易経済安全保障局（EPA、インフラ輸出、ODA等）
- イノベーション・環境局（技術革新・環境政策、温暖化対策等）
- 特許庁（特許・意匠権・実用新案の審査、国際知財戦略等）
- 中小企業庁（中小金融・税制・海外展開支援、経営支援等）

九州経済産業局について

九州経済産業局

総務企画部	国際部	地域経済部	産業部	資源エネルギー環境部
総務課	国際課	地域経済課	産業課	資源エネルギー環境課
広報・情報システム室	国際企画調査課	競争環境整備室/産業人材政策室	アルコール室/中小企業金融検査室	カーボンニュートラル推進・エネルギー広報室
企画調査課	国際事業課	企業成長支援課	消費経済課	環境・資源循環経済課
調査室	投資交流促進課	地域未来投資促進室	消費者相談室/製品安全室	エネルギー対策課
会計課		産業技術革新課	流通・サービス産業課	電力・ガス事業課
電力・ガス取引監視室		新事業創造推進室/知的財産室	サービス・コンテンツ産業室 大規模小売店舗立地法相談室	資源・燃料課
		情報政策課	中小企業課	鉱書課
		デジタル経済室	復興・事業継続推進室	
		製造産業課	取引適正化推進室	
		ヘルスケア・バイオ産業課	中小企業金融課	
			経営支援課	
			経営力向上室	

中小企業施策の主な担当課室

- ・総務企画部 企画調査課（地域活性化のための総合的企画・立案）
- ・国際部 国際課（中小企業の海外事業展開支援）
- ・国際部 投資交流促進課（留学生等外国人材の獲得・活用促進）
- ・地域経済部 産業人材政策室（産業人材に関する業務）
- ・地域経済部 企業成長支援課（企業支援、競争力強化のための設備投資促進）
- ・地域経済部 産業技術革新課（技術開発・産業標準化）
- ・地域経済部 新事業創造推進室（オープンイノベーションの推進、創業・ベンチャー支援）
- ・地域経済部 知的財産室（知的財産の創造、活用支援）
- ・地域経済部 デジタル経済室（デジタル化推進、IoT技術開発・実証）
- ・産業部 流通・サービス産業課（物流の効率化、商店街の復興やまちづくりへの支援）
- ・産業部 中小企業課（中小企業の事業支援、中小経済団体等の支援）
- ・産業部 取引適正化推進室（下請け取引の適正化に関する業務）
- ・産業部 復興・事業継続推進室（大規模災害からの復旧・復興や事業継続力強化支援）
- ・産業部 中小企業金融課（資金調達の円滑化、企業再生、事業承継円滑化、経営改善支援）
- ・産業部 経営支援課（新事業展開、事業の再構築、農林水産業の成長産業化等の取組支援）
- ・産業部 経営力向上室（経営力向上の推進に関する業務）
- ・資源エネルギー環境部 エネルギー対策課（産業・民生や運輸部門の省エネ推進、太陽光・風力発電等の再生可能エネルギー導入推進）

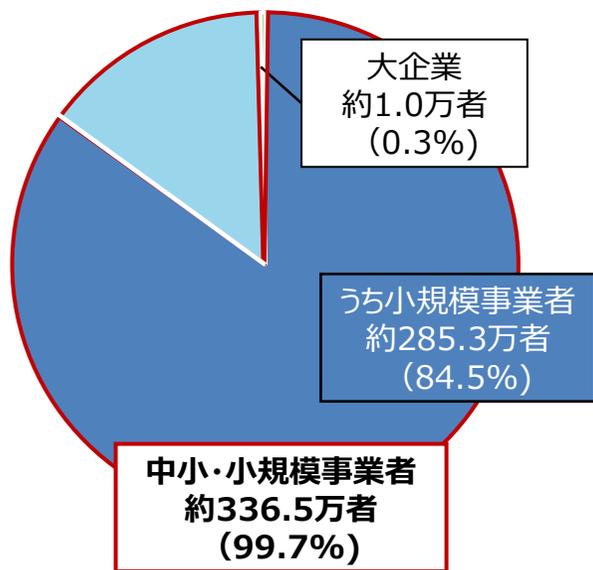
我が国の経済・雇用を支える中小企業

- 中小企業は雇用の7割を担い、**日本経済の屋台骨**。中小企業の発展が日本経済と地域社会を支えていく。

図 中小企業・小規模事業者の企業数・従業者数・付加価値額

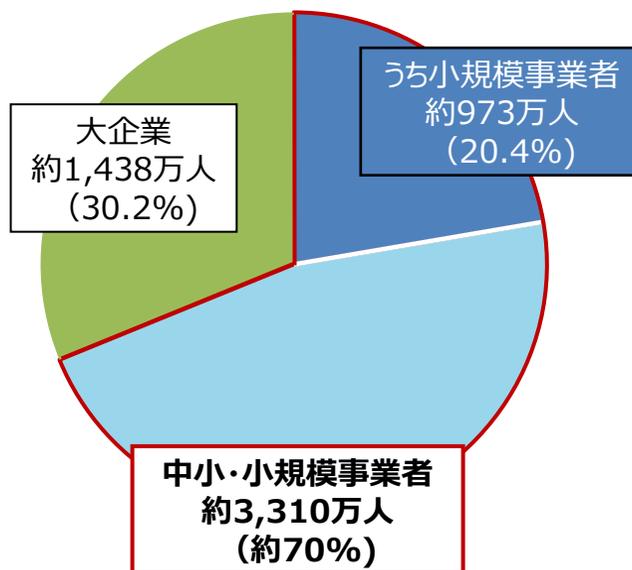
企業数（2021年）

中小企業は全企業の約**99.7%**



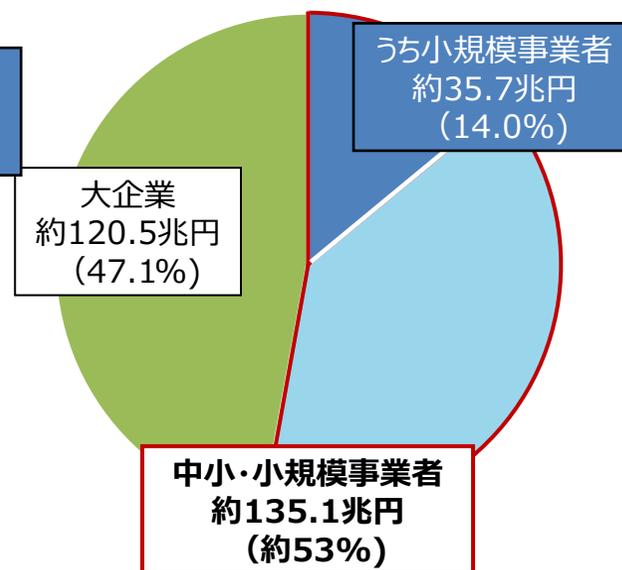
従業者数（2021年）

中小企業の従業者は全体の約**70%**



付加価値額（2015年）

中小企業の付加価値は全体の約**53%**



資料：総務省・経済産業省「平成28年・令和3年経済センサス-活動調査」再編加工

(注) 中規模企業は、中小企業基本法上の「中小企業者」に該当し、小規模事業者に該当しない企業を指す。

小規模事業者は、卸売業、サービス業、小売業であれば従業員5人以下、製造業その他の業種であれば従業員20人以下の事業者を指す。

我が国の経済・雇用を支える中小企業（九州の状況）

九州における中小企業・小規模事業者の企業数・従業者数・付加価値額

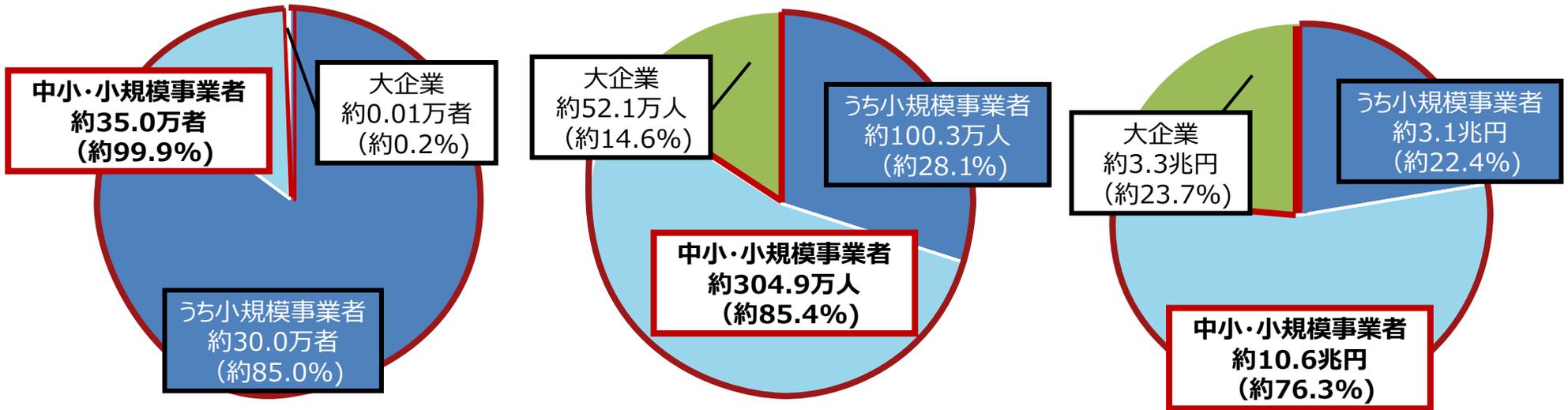
企業数（2021年）

従業者数（2021年）

付加価値額（2015年）

中小企業は全企業の約**99.9%**

中小企業の従業者は全体の約**85.4%** 中小企業の付加価値は全体の約**76.3%**



資料：総務省・経済産業省「平成28年・令和3年経済センサス-活動調査」再編加工

(注) 中規模企業は、中小企業基本法上の「中小企業者」に該当し、小規模事業者に該当しない企業を指す。

小規模事業者は、卸売業、サービス業、小売業であれば従業員5人以下、製造業その他の業種であれば従業員20人以下の事業者を指す。

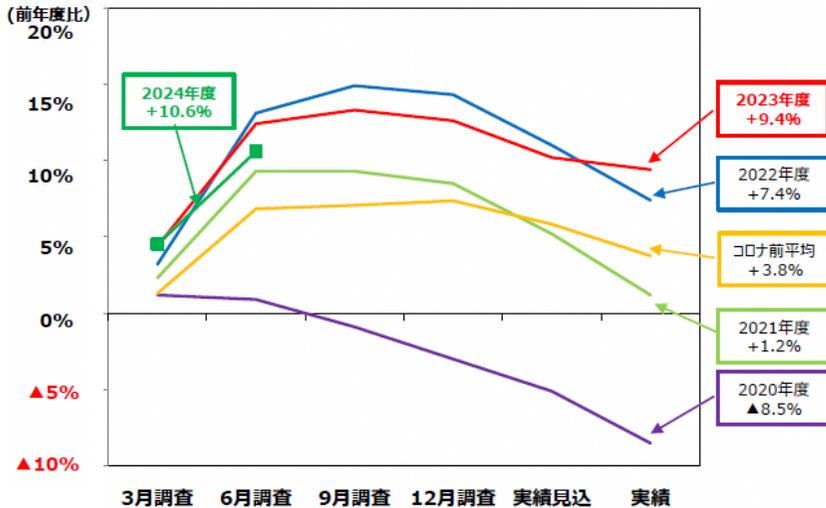
中小企業・小規模事業者を取り巻く環境（設備投資、賃上げ）

- **2023年度の設備投資計画（全規模全産業）は、過去最高水準の伸びを記録した2022年度に次ぐ水準の伸びで、増加する見込み。**
- 日本労働組合総連合会によると、2024年春闘における平均賃上げ率は、30年ぶりの高い伸びを記録した前年を大幅に上回っており、**日本で持続的に賃金が上昇する動きが強まりつつある。**

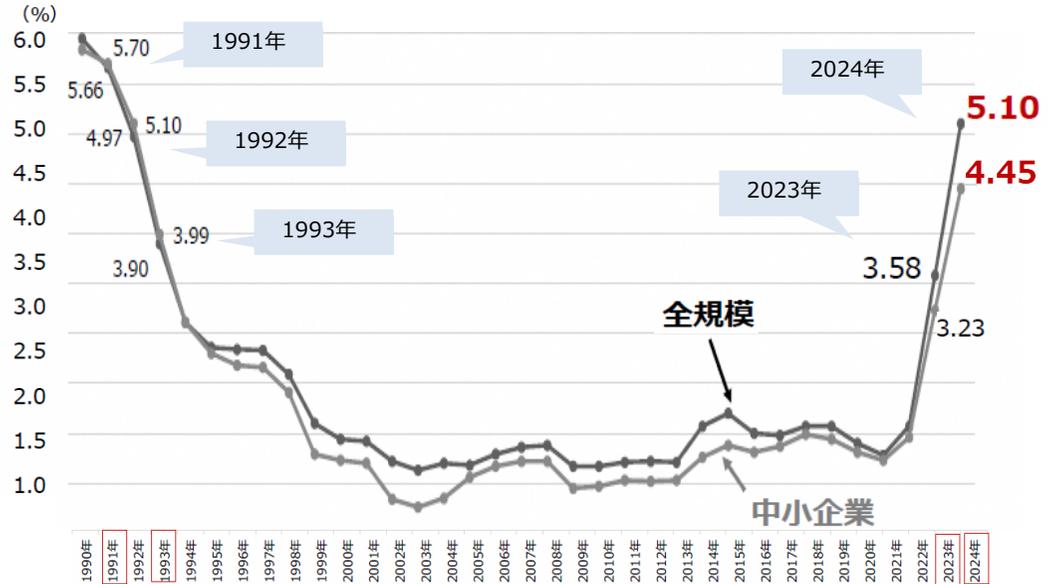
設備投資計画額は、今年度（緑色）も昨年度（赤色）に次ぐ水準で伸びている

2024年春闘における中小企業の平均賃上げ率は、4.45%と、30年ぶりの高い伸びを記録した前年の3.23%を大幅に上回っている

企業の設備投資計画額の推移（前年度比）



春季労使交渉回答集計結果（連合集計）の推移



（注釈）「コロナ前平均」は、2017年度～2019年度の平均値。全規模・全産業（製造業に限らない）の設備投資計画のうち、ソフトウェア投資額・研究開発投資額を含み、土地投資額を含まない。

※1：調査対象は、連合加盟企業の組合。中小企業は、組合員数300人未満の中小組合。
 ※2：賞与等を含まない月例賃金ベース。平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）の集計。
 ※3：最終回答集計結果。

中小企業・小規模事業者を取り巻く環境（国内・国産回帰、旅行消費、輸出）

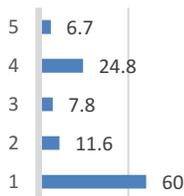
- 海外調達等を行っている企業の4社に1社が「国内回帰」又は「国産回帰」を実施又は検討。
「安定的な調達」、「円安により輸入コストが増大」の理由が多い。
- 2023年における、日本人国内旅行消費額は前年度から引き続き増加、訪日外国人旅行消費額は過去最高を記録。
- 農林水産物・食品を含め、輸出額は前年から引き続き増加し、過去最高を更新。

国内回帰・国産回帰の理由として「安定的な調達」「円安により輸入コストが増大」が多い

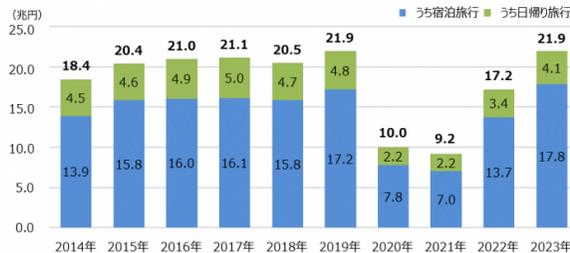
日本人国内旅行消費額はコロナ禍前の水準に戻り、訪日外国人旅行消費額は過去最高を記録

2023年の輸出額は、前年比2.8%増で初めて100兆円を超え、過去最高を記録

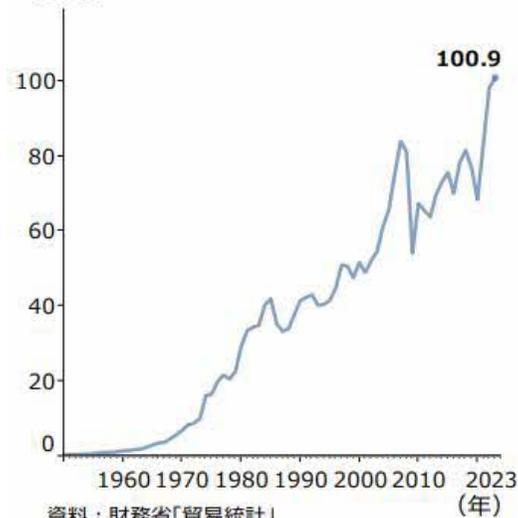
国内回帰や国産品への対応状況（複数回答）
※母数は、海外調達または輸入品の利用がある企業3,507社



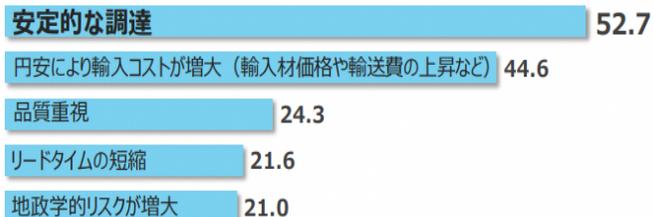
日本人の国内旅行消費額の推移（2023年度）



年間輸出総額の推移 (兆円)



国内回帰や国産品への変更の理由（上位5項目）



訪日外国人の旅行消費額（2023年度）



（出典）国内回帰・国産回帰に関する企業の動向調査（2023年1月（株）帝国データバンク）

（出典）旅行・観光消費動向調査 2023年年間値（観光庁）
2023年暦年 全国調査結果（速報）の概要（観光庁）

（出典）2024年度版「小規模企業白書」概要

中小企業・小規模事業者を取り巻く環境（物価高、人手不足、価格転嫁）

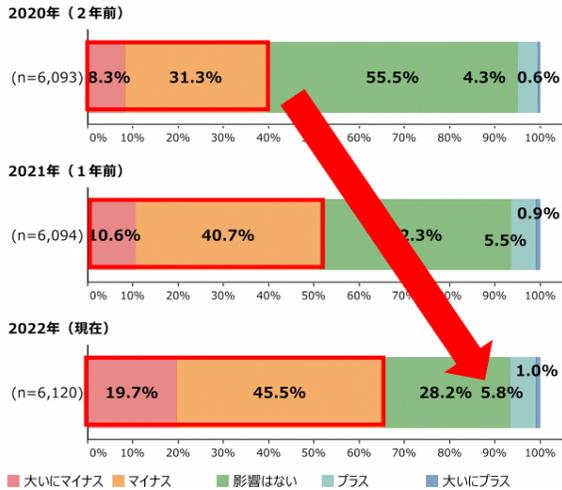
- 物価高により、中小企業は収益減少等の影響を受けている。
- 需要が回復する中で、人手不足が深刻化している。
- 賃上げ原資の確保に向けては、転嫁の促進が重要。価格交渉が可能な取引環境が醸成されつつあるが、コスト増加分を十分に転嫁できていない。

物価の高騰により、2020年から収益への影響が増え続けている

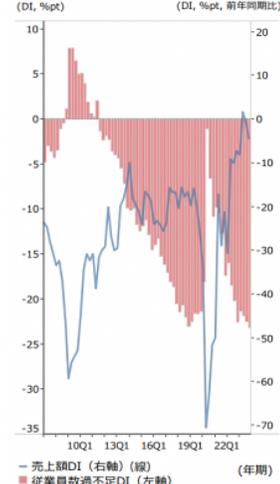
需要が回復する中、人手不足が深刻化

価格交渉が可能な取引環境が醸成されつつあるが、コスト増加分を十分に転嫁できていない

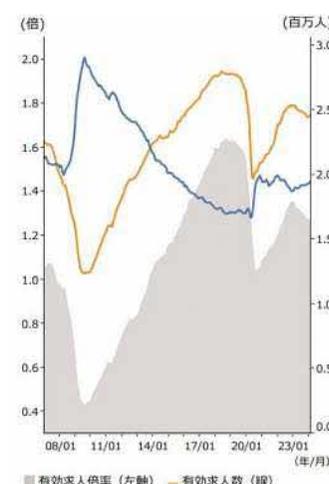
エネルギー・原材料価格の高騰による企業業績への影響（経常利益）



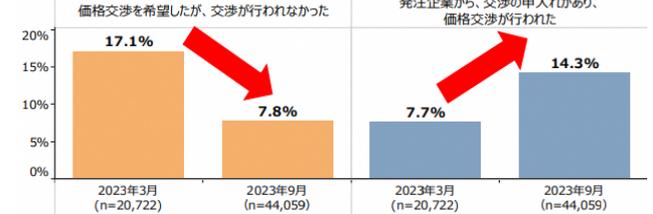
従業員数過不足DIと売上額DI（全産業）の推移



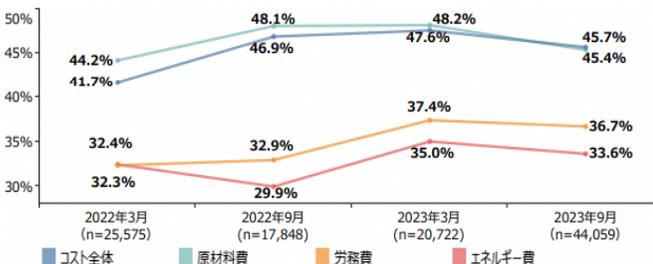
有効求職者数・有効求人数・有効求人倍率の推移



価格交渉の実施状況



各コストの変動に対する価格転嫁率の推移



(注) 1.売上額DIは、今期の売上額について、前年同期と比べて、「増加」と答えた企業の割合(%)から、「減少」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。従業員数過不足DIとは、従業員の今期の水準について、「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。
2.有効求職者数・有効求人数・有効求人倍率は、季節調整値を用いている。

(注) (上図) 1.各回のフォローアップ調査の回答項目は、同一ではない点に留意。
2.「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」については、回答項目を複数統合して集計しており、「コストが上昇したが、発注企業から申し入れはなく、発注減少や取引中止を恐れ、受注企業から交渉を申し出なかった」などの項目を含んでいる。
(下図) 主要な発注企業（最大3社）との間で、直近6か月のコスト上昇分のうち、何割を価格転嫁できたかの回答について、発注側の企業ごとに名寄せ・単純平均したもの。

資料：「中小企業が直面する経営課題に関するアンケート調査」（2022年12月）（株）東京商工リサーチ

資料：左：中小企業庁・（独）中小企業基盤 備機構「中小企業景況調査」
右：厚生労働省「職業安定業務統計」

資料：中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」

（出典）2023年度版「小規模企業白書」概要

（出典）2024年度版「小規模企業白書」概要

（出典）2024年度版「小規模企業白書」概要

中小企業・小規模事業者等に係るポイント
(令和6年度補正・令和7年度当初予算案)

基本的な課題認識と対応の方向性

- 予算・税・制度改正等の政策手段を総動員し、中小企業・小規模事業者等の飛躍的成長、規模拡大、新事業進出・事業転換、生産性向上・省力化等の投資を促すとともに、中小企業・小規模事業者の持続的な質上げにつなげ、地域経済の好循環と成長型経済への転換を実現する。
- 物価高、エネルギー高、構造的な人手不足等、厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者等に対する価格転嫁対策や資金繰り支援、省力化投資の支援等に万全を期し、持続的質上げの実現に向けた環境整備を図る。
- また、小規模事業者支援、事業承継、社会課題解決等を通じて、地域経済の活性化を図る。

中小企業対策費	令和6年度	令和7年度+令和6年度補正
	1,082億円	1,080億円+5,601億円

【1】持続的質上げ実現に向けた中小企業の成長・生産性向上・省力化投資支援

- 中小企業・小規模事業者等の飛躍的成長、規模拡大、新事業進出・事業転換、生産性向上・省力化等の投資を促すとともに、中小企業・小規模事業者の持続的な質上げにつなげ、地域経済の好循環と成長型経済への転換を実現する。
- また、「新規輸出1万者支援プログラム」を通じた輸出実現や、新たな産業構造の転換に対応するための支援を行い、成長志向の中小企業の恒常的な創出・拡大につなげる。

中小企業生産性革命推進事業【3,400億円】
 ※成長加速化補助金、ものづくり補助金・IT導入補助金・小規模事業者持続化補助金・事業承継・M&A補助金

中小企業新事業進出促進事業（新事業進出補助金）【既存基金の内訳】

中小企業省力化投資促進事業（省力化補助金）【既存基金の内訳】

中堅・中小大規模成長投資補助金【1,400億円】+【8.7億円】
地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の課題に対応するために行う、工場等の拠点の新設等の大規模な設備投資を促進 ※R5補正及びR6補正において、関東債務負担行為（それぞれ総額3,000億円）を措置

100億企業育成ファンド出資事業【30億円】
中小機構の出資によりファンドを組成し、売上高100億円超を目指す中小企業等に対し、リスクマネー供給、ハンズオン支援を実施

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）【123億円】
大学等と連携して行うものづくり基盤技術及び高度なサービスに関する研究開発を支援、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援

中小機構による海外展開支援（中小企業海外展開総合支援事業等）【中小機構交付金の内訳】
新規に海外市場の獲得を目指す中小企業・小規模事業者等による輸出（越境ECを含むブランディング・プロモーション等）を支援

中小機構による成長志向の中小企業支援【中小機構交付金の内訳】
売上高100億円以上の成長を目指す中小企業を含め、成長志向の中小企業へのハンズオン支援、経営者ネットワーク構築支援等に取り組む

中小機構によるグリーンTRANSフォーメーション対応支援【中小機構交付金の内訳】
中小機構への相談窓口の設置や支援機関の人材育成等によりカーボンニュートラルに向けた取組を支援

【2】物価高、人手不足等の厳しい経営環境への対応

- 価格交渉促進月間・下請代金法の執行強化等を通じた取引適正化の推進、物価高などの厳しい事業環境に対応する中小企業・小規模事業者への資金繰り支援、構造的な人手不足への省力化投資支援などにより、構造的な質上げの実現に向けた環境整備を図る。

<価格転嫁対策>
中小企業取引対策事業【29億円】+【8.3億円】
価格交渉促進月間や、下請Gメン等による取引実態の把握、下請法の厳正な執行、下請けのみ等での相談対応等を実施

「価格交渉促進月間」の実施や、下請代金法の執行強化、下請振興法に基づく「指導・助言」、企業名公表を通じた実効性向上、下請Gメンによるヒアリング、「パートナーシップ構築宣言」の実効性の向上、官公需等における労務費等の価格転嫁の徹底等

<資金繰り支援>
中小企業資金繰り支援事業【223億円】
日本政策金融公庫からの融資における金利を引下げるための利子補給や信用保証制度等を通じた資金繰り支援を実施

- ・日本政策金融公庫補給金【153億円】
- ・中小企業信用補完制度関連補助事業【39億円】

中小企業等の資金繰り支援【既存予算の活用】
公庫制度融資の質上げ特別の継続、通常資本性歩留ローンの適用見直し、成長志向の中小企業への資金繰り支援の拡充

- ・民間金融機関の7/20バニラ融資と組み合わせた協調支援型の保証制度の新設

<省力化支援>

- **中小企業省力化投資促進事業（省力化補助金）【既存基金の内訳】**
- **<事業環境変化に対応した経営相談体制、経営改善・早期再生・再チャレンジ支援の拡充>**
- **事業環境変化対応型支援事業【112億円】**
- **中小企業活性化・事業承継総合支援事業【144億円】+【61億円】**
中小企業活性化協議会による事業再生支援や事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施

【3】小規模事業者支援、災害からの早期復旧支援

- 多様な経営課題を抱える小規模事業者への支援や、災害からの早期復旧等の支援を推進する。
- **小規模事業者対策推進等事業【61億円】**
商工会・商工会議所等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援
- **小規模事業者経営改善資金融資事業【30億円】** ※中小企業資金繰り支援事業の内訳
- **地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【10億円】+【10億円】**
地方公共団体と連携し、地域の実情を踏まえた小規模事業者の販路開拓・生産性向上に向けた取組や小規模事業者等の災害復旧を支援
- **商店街等活性化支援事業【中小機構交付金の内訳】**
変革意欲のある商店街等による社会課題解決や地域の価値向上に向け、専門家による面的伴走支援等を行う
- **なりの補助金（令和6年能登半島地震、令和2年7月豪雨）グループ補助金（令和3・4年福島県沖地震）等【213億円】**
能登半島地震等をはじめとする災害により被災した地域の速やかな復旧又は復興を支援する事業を継続

【4】事業承継、再編等を通じた変革の推進

- 経営者の高齢化が進む中、地域の経済と雇用の基盤を支えるため、事業承継の円滑化を図るとともに、事業承継、再編等を契機に変革に挑戦する企業の生産性向上・成長を支援する。
- **中小企業活性化・事業承継総合支援事業【144億円】+【61億円】（再掲）**
後継者支援ネットワーク事業【4.0億円】
後継者同士の切磋琢磨できる場を創出し、既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを競うイベント開催
- **事業承継・M&A補助金（再掲）** ※中小企業生産性革命推進事業の内訳
事業承継に際しての設備投資や、M&Aの専門家活用、M&A後のPMI時の専門家活用・設備投資等を支援

【5】中小企業・小規模事業者の活性化、地域課題解決に向けた取組支援の推進

- 多様な経営課題を抱える中小企業・小規模事業者への伴走・経営支援、地域課題解決に向けた取組の支援を推進する。
- **中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【34億円】+【20億円】** ※事業環境変化対応型支援事業の内訳
各都道府県による支援拠点を整備するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備
- **中堅・中核企業の経営力強化支援事業、地域の人事部支援事業【7.0億円】**
支援機関のネットワーク構築・ハンズオン支援や地域企業群や関係機関が一体となって人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援
- **小規模事業者対策推進等事業【61億円】（再掲）**
- **中小企業実態調査委託費【21億円】**
ゼブラ企業による社会課題解決事業を支援する地域の関係者を中心としたエコシステムの分析を図る
- **地域中小企業人材確保支援等調査・分析【4.0億円】**
人材活用ガイドライン等の普及を促し、副業・兼業人材、女性、高齢者等の多様な人材の戦略的な活用を促進
- **「100億企業」創出加速に向けた調査・分析【0.6億円】**
売上高100億円以上への成長を目指す企業の経営者ネットワーク構築や成長に向けた機運醸成を促進するための調査を実施

税制改正事項

- **法人税軽減税率（延長）**
資金繰り負担を緩和し、財務基盤を強化するため、中小企業等々の年間800万円以下の所得に対する税率を19%から15%に軽減する措置を2年間延長。 ※当年所得100億円の場合、19%から17%に軽減
- **中小企業経営強化税制（拡充・延長）**
適用期限を2年間延長するとともに、売上高100億円超の中小企業（100億企業）の創出を促進するため、100億企業を目指す中小企業に対し、対象設備に建物を追加する等、措置を拡充。
- **中小企業投資促進税制（延長）**
中小企業の設備投資を更に後押しするため、一定の設備投資を行った場合に税額控除又は特別償却の適用を認める措置を2年間延長。
- **固定資産税の特例措置（拡充・延長）**
質上げを表明する企業を対象に、設備投資に伴う固定資産税の特例措置を2年間延長するとともに、質上げ率に応じて軽減率を引き上げる（課税標準を最大で5年間1/4）
- **事業承継税制（見直し）**
税制の最大活用を図る観点から、後継者の3年間の役員就任期間を特例措置に限り事業主職者。

【1】持続的賃上げ実現に向けた中小企業の成長・生産性向上・省力化投資支援

- 中小企業・小規模事業者等の飛躍的成長、規模拡大、新事業進出・事業転換、生産性向上・省力化等の投資を促すとともに、中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げにつなげ、地域経済の好循環と成長型経済への転換を実現する。
- また、「新規輸出1万者支援プログラム」を通じた輸出実現や、新たな産業構造の転換に対応するための支援を行い、成長志向の中小企業の恒常的な創出・拡大につなげる。

中小企業生産性革命推進事業【3,400億円】

※成長加速化補助金、ものづくり補助金・IT導入補助金・小規模事業者持続化補助金・事業承継・M&A補助金

中小企業新事業進出促進事業（新事業進出補助金）【既存基金の内数】

中小企業省力化投資促進事業（省力化補助金）【既存基金の内数】

中堅・中小大規模成長投資補助金【1,400億円】+ ^{R7}当初 8.7億円

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の課題に対応するために行う、工場等の拠点の新設等の大規模な設備投資を促進
※R5補正及びR6補正において、国庫債務負担行為（それぞれ総額3,000億円）を措置

100億企業育成ファンド出資事業【30億円】

中小機構の出資によりファンドを組成し、売上高100億円超を目指す中小企業等に対し、リスクマネー供給、ハンズオン支援を実施

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）【123億円】

大学等と連携して行うものづくり基盤技術及び高度なサービスに関する研究開発を支援、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援

中小機構による海外展開支援（中小企業海外展開総合支援事業等）【中小機構交付金の内数】

新規に海外市場の獲得を目指す中小企業・小規模事業者等による輸出(越境ECを含むブランディング・プロモーション等)を支援

中小機構による成長志向の中小企業支援【中小機構交付金の内数】

売上高100億円以上への成長を目指す中小企業を含め、成長志向の中小企業へのハンズオン支援、経営者ネットワーク構築支援等に取り組む

中小機構によるグリーントランスフォーメーション対応支援【中小機構交付金の内数】

中小機構への相談窓口の設置や支援機関の人材育成等によりカーボンニュートラルに向けた取組を支援

R6
補正

R7
当初

R7
当初

R7
当初

R7
当初

【2】物価高、人手不足等の厳しい経営環境への対応

- 価格交渉促進月間・下請代金法の執行強化等を通じた取引適正化の推進、物価高などの厳しい事業環境に対応する中小企業・小規模事業者への資金繰り支援、構造的な人手不足への省力化投資支援などにより、構造的賃上げの実現に向けた環境整備を図る。

<価格転嫁対策>

R7 当初 中小企業取引対策事業【29億円】 + R6 補正 【8.3億円】

価格交渉促進月間や、下請Gメン等による取引実態の把握、下請法の厳正な執行、下請かけこみ寺での相談対応等を実施

その他 「価格交渉促進月間」の実施や、下請代金法の執行強化、下請振興法に基づく「指導・助言」・企業名公表を通じた実効性向上、下請Gメンによるヒアリング、「パートナーシップ構築宣言」の実効性の向上、官公需等における労務費等の価格転嫁の徹底等

<資金繰り支援>

R7 当初 中小企業資金繰り支援事業【223億円】

日本政策金融公庫からの融資における金利を引下げるための利子補給や信用保証制度等を通じた資金繰り支援を実施

- ・日本政策金融公庫補給金【153億円】
- ・中小企業信用補完制度関連補助事業【39億円】

など

R6 補正 中小企業等の資金繰り支援【既存予算の活用】

- ・公庫制度融資の賃上げ特例の継続、通常資本金劣後ローンの運用見直し、成長志向の中小企業への資金繰り支援の拡充
- ・民間金融機関のプロパー融資と組み合わせた協調支援型の保証制度の新設

など

<省力化支援>

R6 補正 中小企業省力化投資促進事業（省力化補助金）【既存基金の内数】

<事業環境変化に対応した経営相談体制、経営改善・早期再生・再チャレンジ支援の拡充>

R6 補正 事業環境変化対応型支援事業【112億円】

R7 当初 中小企業活性化・事業承継総合支援事業【144億円】 + R6 補正 【61億円】

中小企業活性化協議会による事業再生支援や事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施

【3】小規模事業者支援、災害からの早期復旧支援

- 多様な経営課題を抱える小規模事業者への支援や、災害からの早期復旧等の支援を推進する。

R7
当初

小規模事業者対策推進等事業【61億円】

商工会・商工会議所等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援

R7
当初

小規模事業者経営改善資金融資事業【30億円】 ※中小企業資金繰り支援事業の内数

R7
当初

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【10億円】+ R6 補正 【10億円】

地方公共団体と連携し、地域の実情を踏まえた小規模事業者の販路開拓・生産性向上に向けた取組や小規模事業者等の災害復旧を支援

R7
当初

商店街等活性化支援事業【中小機構交付金の内数】

変革意欲のある商店街等による社会課題解決や地域の価値向上に向け、専門家による面的伴走支援等を行う

R6
補正

なりわい補助金(令和6年能登半島地震、令和2年7月豪雨)グループ補助金(令和3・4年福島県沖地震)等【213億円】

能登半島地震等をはじめとする災害により被災した地域の速やかな復旧又は復興を支援する事業を継続

【4】事業承継、再編等を通じた変革の推進

- 経営者の高齢化が進む中、地域の経済と雇用の基盤を支えるため、事業承継の円滑化を図るとともに、事業承継、再編等を契機に変革に挑戦する企業の生産性向上・成長を支援する。

R7
当初

中小企業活性化・事業承継総合支援事業【144億円】+ R6 補正 【61億円】(再掲)

R7
当初

後継者支援ネットワーク事業【4.0億円】

後継者同士の切磋琢磨できる場を創出し、既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを競うイベント開催

R6
補正

事業承継・M&A補助金(再掲) ※中小企業生産性革命推進事業の内数

事業承継に際しての設備投資や、M&Aの専門家活用、M&A後のPMI時の専門家活用・設備投資等を支援

【5】中小企業・小規模事業者の活性化、地域課題解決に向けた取組支援の推進

- 多様な経営課題を抱える中小企業・小規模事業者への伴走・経営支援、地域課題解決に向けた取組の支援を推進する。

R7当初 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【34億円】+ R6補正【20億円】 ※事業環境変化対応型支援事業の内数

各都道府県によらず支援拠点を整備するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備

R7当初 中堅・中核企業の経営力強化支援事業、地域の人事部支援事業【7.0億円】

支援機関間のネットワーク構築・ハンズオン支援や地域企業群や関係機関が一体となって人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援

R7当初 小規模事業対策推進等事業【61億円】（再掲）

R7当初 中小企業実態調査委託費【21億円】

・ゼブラ企業創出・育成のためのエコシステム定着に向けた調査・分析【5.0億円】

ゼブラ企業による社会課題解決事業を支援する地域の関係者を中心としたエコシステムの定着を図る

・地域中小企業人材確保支援等調査・分析【4.0億円】

人材活用ガイドライン等の普及を通じ、副業・兼業人材、女性、高齢者等の多様な人材の戦略的な活用を促進

・「100億企業」創出加速に向けた調査・分析【0.6億円】

売上高100億円以上への成長を目指す企業の経営者ネットワーク構築や成長に向けた機運醸成を促進するための調査を実施

税制改正事項

税 中小企業経営強化税制（拡充・延長）

適用期限を2年間延長するとともに、売上高100億円超の中小企業（100億企業）の創出を促進するため、100億企業を目指す中小企業に対し、対象設備に建物を追加する等、措置を拡充。

税 中小企業投資促進税制（延長）

中小企業の設備投資を更に後押しするため、一定の設備投資を行った場合に税額控除又は特別償却の適用を認める措置を2年間延長。

税 固定資産税の特例措置（拡充・延長）

賃上げを表明する企業を対象に、設備投資に伴う固定資産税の特例措置を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて軽減率を引き上げる（課税標準を最大で5年間1/4）

税 法人税軽減税率（延長）

資金繰り負担を緩和し、財務基盤を強化するため、中小企業者等の年間800万円以下の所得に対する税率を19%から15%に軽減する措置を2年間延長。 ※半年所得10億超の場合、19%から17%に軽減

税 中小企業防災・減災投資促進税制（延長）

中小企業の防災・減災能力の強化のため、事前対策に資する設備投資の特別償却を可能とする措置の適用期限を2年間延長等。

税 地域未来投資促進税制（拡充・延長）

地域経済を牽引する企業による、地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置を追加した上で、適用期限を3年間延長。

税 事業承継税制（見直し）

税制の最大活用を図る観点から、後継者の3年間の役員就任期間を特例措置に限り事実上撤廃。

- (1) イノベーションチーム、企画課、総務課、
経営支援課、財務課、海外展開支援室
(2) (3) イノベーションチーム
(4) 小規模企業振興課 (5) 財務課

中小企業生産性革命推進事業

令和6年度補正予算額 3,400億円

事業の内容

事業目的

中小企業は、物価高や賃上げ・最低賃金引上げ、人手不足、制度対応等の事業環境変化に対応し、それらの“稼ぐ力”を強化する必要がある。こうした“稼ぐ力”を伸ばすためには、成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を促すことが重要であり、それらの成長投資や革新的な製品・サービスの開発、販路開拓、海外展開、M & A、人材育成等をハード・ソフトの両面で支援する。

事業概要

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施する。

- 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）**
売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援する。また、新事業・新分野進出、M&A等の中小企業が抱える高度な課題を解決するための官民一体での支援体制の構築や海外展開支援、人材育成・人材確保への支援、これらの支援に必要な基盤整備等を実施する。
- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）**
中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発に必要な設備投資等を支援する。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）**
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。
- 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）**
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援する。
- 事業承継・M & A支援事業（事業承継・M & A補助金）**
事業承継・M & Aに際し、設備投資等や、M & A・PMIの専門家活用費用等を支援する。
- 先進事例・支援策の周知広報や相談対応・ハンズオン支援**
制度対応にかかる相談支援やハンズオン支援を実施するとともに、国内外の事業拡大等にかかる専門家派遣等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) ~ (5)



(6) 中小企業の飛躍的成長に向けたソフト面の支援



成果目標

- 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）**
売上高100億円を超える中小企業等の数を2倍を目指す。
- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）**
事業化を達成した事業者の給与支給総額が、事業終了後5年時点で、年平均成長率+2.0%以上向上することを目指す。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）**
補助事業者全体の労働生産性が、事業終了後3年で、9%以上向上を目指す。
- 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）**
事業終了後1年で販路開拓につながった事業者の割合が80%を超えることを目指す。
- 事業承継・M & A支援事業（事業承継・M & A補助金）**
事業終了後5年で、補助事業者全体の事業承継が補助事業者全体の8割行われていることを目指す。

中小企業成長加速化補助金

飛躍的成長を目指す中小企業の設備投資を補助します！

令和7年3月 第1回公募要領公開予定！

売上高100億円を目指す、
成長志向型の中小企業の皆様へ

大胆な**設備投資**を支援

活用イメージ



工場、物流拠点
などの新設・増築



イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上

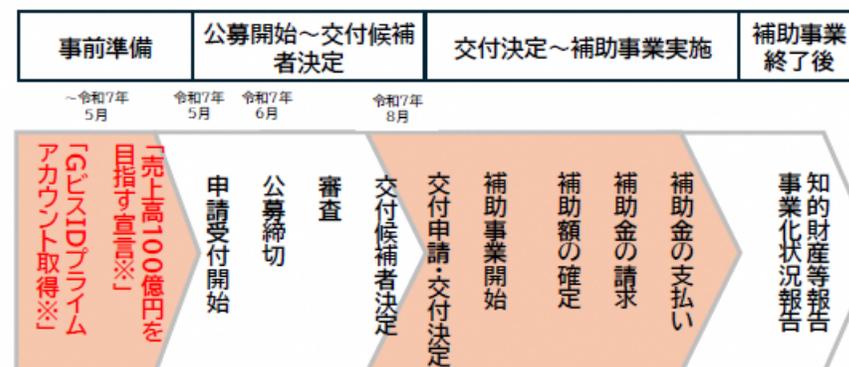
注意

- ※ 補助金制度の具体的内容については現在検討中であり、予告なく変更する場合があります。
- ※ 申請には「GビスIDプライムアカウント」の取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめ「GビスIDプライムアカウント」取得手続きを行ってください(詳細は裏面をご参照ください)。

補助事業概要

項目	内容
補助対象者	売上高100億円への飛躍的成長を目指す中小企業
補助上限額	5億円(補助率1/2)
補助事業実施期間	交付決定日から24か月以内
補助事業の要件	①投資額1億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ②「売上高100億円を目指す宣言」を行っていること ③その他、賃上げ要件 など
補助対象経費	建物費、機械装置等費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費

事業スキーム



※売上高100億円を目指す宣言：
中小企業が、自ら「売上高100億円を超える企業になること」、「それに向けたビジョンや取組」を宣言し、ポータルサイト(令和7年春頃開設予定)上に公表するものです。

お問い合わせ先
補助金事務局の決定後、掲載します。

※GビスIDについてはこちら
<https://gbiz-id.go.jp/top/>





令和6年度補正予算
ものづくり 商業 サービス 生産性 向上 促進 **補助金**

中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた
 新製品・新サービスの開発に必要な
 設備投資等を支援します！

補助上限額
 最大4,000万円

補助率
 1/2～2/3

製品・サービス高付加価値化枠
 製品・サービス開発の取組を支援

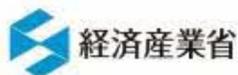


たとえば・・・
 最新複合加工機を導入し、これまでではできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発

グローバル枠
 海外需要開拓等の取組を支援



たとえば・・・
 海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展



事業概要

予算額

令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数

基本要件

- 中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、
- ①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加
 - ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が
 事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は
 給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加
 - ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
 - ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。
 ※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	<共通>機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のみ>海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
その他	収益納付は求めません。	

大幅な賃上げに取り組む事業者のみなさまには、補助上限額を100～1,000万円上乘せします。

※大幅な賃上げ：(1)給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加(2)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
 ※最低賃金引き上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除きます。
 ※上記(1)(2)のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務があります。

最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみなさまには、補助率を2/3に引き上げます。

※最低賃金の引き上げに取り組む事業者：指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上の事業者
 ※小規模・再生事業者は除きます。

事業の流れ



お問い合わせ窓口
 補助金事務局の決定後、掲載します。

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の概要

- 足下の賃上げ状況等を踏まえ、**基本要件を見直し**。
- 中小企業等の企業規模に応じた投資ニーズに対応するため、**補助金額に係る従業員規模区分を見直し、補助金上限額を一部拡充**。
- 力強い賃上げの実現に向けて対応する中小企業等の取り組みを支援し、賃上げ環境を整備するため、**最低賃金引上げ特例を創設**。

予算額	令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数																			
基本要件	<p>以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行</p> <p>① 付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加</p> <p>② 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上 又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加</p> <p>③ 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準</p> <p>④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）</p> <p>※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。</p>																			
	<p>※ 3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。</p> <p>※ 基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。</p>																			
支援内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #0056b3; color: white;"></th> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">製品・サービス高付加価値化枠</th> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">グローバル枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">概要</td> <td>革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化</td> <td>海外事業の実施による国内の生産性向上</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">補助上限額</td> <td>5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）</td> <td>3,000万円（3,100万円～4,000万円）</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">(特例措置)</td> <td colspan="2">大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乗せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">補助率</td> <td>中小企業1/2、小規模・再生2/3</td> <td>中小企業1/2、小規模2/3</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">(特例措置)</td> <td colspan="2">最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く）。 ・指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること</td> </tr> </tbody> </table>			製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠	概要	革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上	補助上限額	5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）	3,000万円（3,100万円～4,000万円）	(特例措置)	大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乗せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準		補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3	(特例措置)	最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く）。 ・指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること	
	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠																		
概要	革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上																		
補助上限額	5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）	3,000万円（3,100万円～4,000万円）																		
(特例措置)	大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乗せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準																			
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3																		
(特例措置)	最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く）。 ・指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること																			
補助対象経費	<p><共通> 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費</p> <p><グローバル枠のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費</p>																			
その他	収益納付は求めない。																			

生産性向上を目指す皆様へ

令和7年1月
時点版

「IT導入補助金」でIT導入・DX (デジタルトランスフォーメーション) による生産性向上を支援!

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援!
- インボイス対応に活用可能! 安価なITツールの導入にも活用可能で、小規模事業者は最大4/5補助!
- 補助額は最大450万円/者、補助率は1/2~4/5!

通常枠

- ・生産性の向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス)の導入費用を支援します。
- ・クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

複数社連携IT導入枠

- ・10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家経費も補助対象です。

インボイス枠 インボイス対応類型

- ・令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。

- ・小規模事業者は最大4/5補助し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

- ・取引関係における発注者(大企業を含む)が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) が公表する「サイバーセキュリティお助け隊 サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。



中小機構

チラシのダウンロードはこちら↑



<活用イメージ・補助率等> (赤字は令和6年度補正予算での拡充点)

枠/類型	通常枠	複数社連携IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用イメージ	ITツールを導入して、業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小企業・小規模事業者で連携してITツール等を導入	ITツール等を導入してインボイス制度に対応	発注者主導で取引先のインボイス対応を促す	サイバーセキュリティ対策を進める
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、 導入関連費(保守サポートやマニュアル作成等の費用に加えて、IT活用の定着を促す導入後の"活用支援"も対象化) 単独申請可能なツールの拡大			クラウド利用料(最大2年分)	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料(最大2年分)(※1)
補助額	・ITツールの業務プロセスが1~3つまで: 5万円~150万円 ・4つ以上: 150万円~450万円	(a)インボイス枠対象経費: 同右 (b)消費動向等分析経費: 50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家経費: 200万円	ITツール: 1機能: ~50万円 2機能以上: ~350万円 PC・タブレット等: ~10万円 レジ・券売機等: ~20万円	~350万円	5万円 ~150万円
補助率	中小企業: 1/2 最低賃金近傍の事業者(※2): 2/3	(a)インボイス枠対象経費: 同右 (b)・(c): 2/3	~50万円以下: 3/4 (小規模事業者): 4/5 50万円~350万円: 2/3 ハードウェア購入費: 1/2	大企業: 1/2 中小企業: 2/3	中小企業: 1/2 小規模事業者: 2/3

(※1) (独)情報処理推進機構 (IPA) 「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス。

(※2) 3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員数の30%以上であることを示した事業者。

<補助金の活用例>

通常枠

- ・タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出勤してからの現場移動、帰社してからの退勤が必要だったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ!

インボイス枠

- ・インボイス発行の作業を効率化するため、「会計ツール」を導入。経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

<今後のスケジュール>

第1次交付申請受付開始日

3月31日(予定)

第1次交付申請締切日

・通常枠、インボイス枠(インボイス対応類型、電子取引類型)、セキュリティ対策推進枠

5月12日(予定)

・複数社連携IT導入枠

6月16日(予定)

サービス等生産性向上IT導入支援事業
事務局ポータルサイト



応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

「IT導入補助金2025」の概要（令和6年度補正）

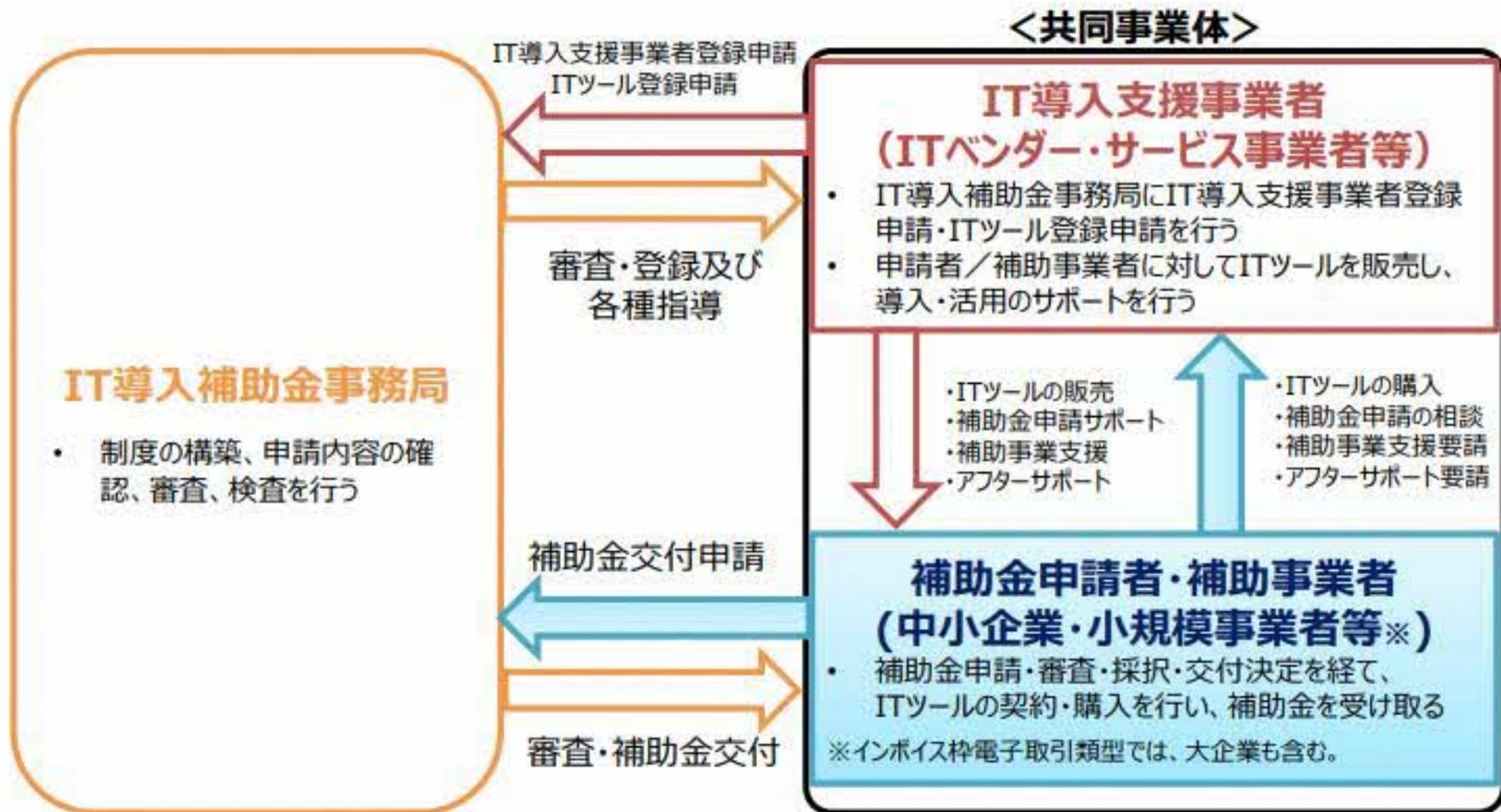
- IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、デジタル化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する補助金。
- 2025事業では、最低賃金引上げへの対応促進に向けて**最低賃金近傍の事業者の補助率を増加**。更に、**IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”の対象化**や**セキュリティ対策支援を強化**。

※赤字は令和6年度補正予算での拡充点

	通常枠	複数社連携 IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用 イメージ	ITツールを導入して、 業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小・ 小規模事業者で連携して ITツール等を導入	ITツール等を導入して、 インボイス制度に対応	発注者主導でITツ ールを受注者に共有し、 取引先のインボイス 対応を促す	サイバーセキュリティ 対策を進める
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 導入関連費（保守運用やマニュアル作成等のサポート費用に加えて、 IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象化）			クラウド利用料 （最大2年分）	サイバーセキュリティ お助け隊サービス 利用料 （最大2年分）
	単独申請可能なツールの拡大	ハードウェア購入費			
補助上限	ITツールの業務プロセスが 1～3つまで： 5万円～150万円 4つ以上： 150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)消費動向等分析経費： 50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： 1機能：～50万円 2機能以上：～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	～350万円	5万円～ 150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者：2/3 (3か月以上地域別最低賃金+50円 以内で雇用している従業員が全従業員 の30%以上であることを示した事業者)	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

補助スキーム

- 補助金申請者（中小企業・小規模事業者等）は、IT導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」（ITツールを提供するベンダー）からのサポートを受けて申請する。



通常枠の概要

1. 概要

- 中小企業・小規模事業者等が、働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入等に対応するため、生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入費用を支援する。

2. 補助事業者

- 中小企業・小規模事業者等

3. 事業イメージ

- 導入したITツールを活用して、生産性向上に取り組む。

4. 補助対象経費

- ソフトウェア
ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）
- 導入関連費（オプション）
機能拡張やデータ連携ツールの導入、セキュリティ対策実施に係る費用
- 導入関連費（役務の提供）
導入・活用コンサルティング、導入設定・マニュアル作成・導入研修、保守サポートに係る費用

5. 補助額・補助率

ITツールの業務プロセスが1～3つまで：補助額5万円～150万円未満（補助率1/2以内）

ITツールの業務プロセスが4つ以上：補助額150万円～450万円以下（補助率1/2以内）

※3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員の30%以上であることを示した場合は補助率2/3以内。

※ITツールの業務領域が4つ以上の場合は、事業計画期間において、給与支給総額を年平均成長率1.5%以上増加させ、

事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にする賃金引上げ計画を策定し、従業員に表明していることが必要。

種別	Pコード	プロセス名
業務プロセス	共P-01	顧客対応・販売支援
	共P-02	決済・債権債務・資金回収
	共P-03	供給・在庫・物流
	共P-04	会計・財務・経営
	共P-05	総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情シス・統合業務
	業種特化型プロセス	各業種P-06
汎用プロセス	汎P-07	汎用・自動化・分析ツール 業種・業務が限定されないが、生産性向上への寄与が認められる専用のソフトウェア

複数社連携IT導入枠の概要

1. 概要

- 複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入することにより、地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組に対して、複数者へのITツールの導入等を支援する。

2. 補助事業者

※事業に参加する中小企業・小規模事業者等は「10者以上」であること等を要件とする。

- 商工団体等（例）商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合 等
- 当該地域のまちづくり、商業活性化、観光振興等の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者又は団体（例）まちづくり会社、観光地域づくり法人（DMO） 等
- 複数の中小企業・小規模事業者等により形成されるコンソーシアム

3. 補助対象経費

（1）基盤導入経費

- ITツール：会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフトに限る【クラウド利用料は最大2年分】
- ハードウェア：PC・タブレット、レジ・券売機等

（2）消費動向等分析経費

- ITツール：消費動向分析システム、経営分析システム、需要予測システム、電子地域通貨システム、キャッシュレスシステム、生体認証決済システム 等【クラウド利用料は1年分】
- ハードウェア：AIカメラ、ビーコン、デジタルサイネージ 等

（3）参画事業者のとりまとめに係る事務費、専門家費

4. 補助率・補助上限額

● 補助率

- （1）基盤導入経費：1/2～3/4、4/5（インボイス枠インボイス対応類型と同様）
- （2）消費動向等分析経費：2/3以内
- （3）事務費、専門家費：2/3以内

- 補助上限額：（1）と（2）をあわせて3,000万円、（3）は200万円

インボイス枠（インボイス対応類型）の概要

1. 概要

- 中小企業・小規模事業者等に、インボイス制度に対応したITツールの導入を強かに推進するため、会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフトの導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用を支援する。

2. 補助事業者

- 中小企業・小規模事業者等

3. 事業イメージ

- 導入したITツール及びハードウェアを活用して、生産性向上に取り組む。

【図：ITツールの補助率・補助上限額の関係】

4. 補助対象経費

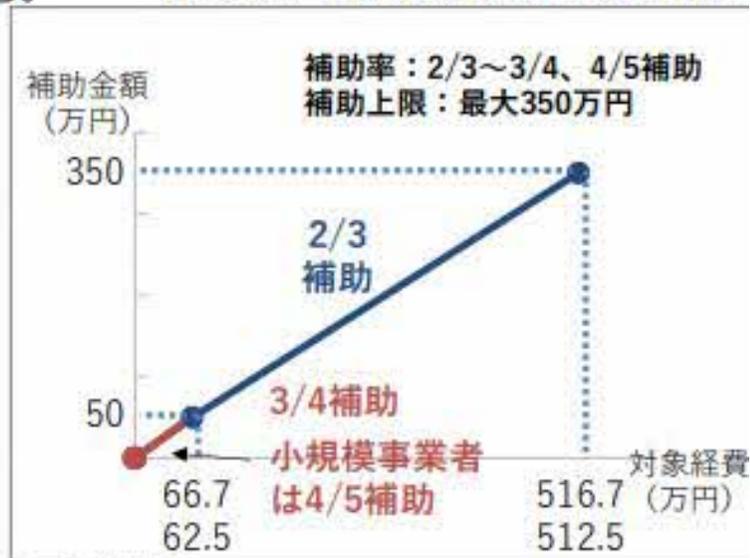
- (1) ソフトウェア、オプション、役務
ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、
オプション(セキュリティソフト等)、役務費(導入支援費、保守費等)
※インボイス制度に対応し、「会計」「受発注」「決済」の機能を
有するものに限る。
- (2) ハードウェア
ソフトウェア・クラウドサービスの使用に資する機器(PC・タブレット、
レジ・券売機等)の購入費用、設置費用

5. 補助額・補助率

ITツール：補助額50万円以下の部分は（補助率3/4以内、小規模事業者は4/5以内）、
補助額50万円超～350万円の部分は（補助率2/3以内）

⇒導入するITツールが「会計」「受発注」「決済」の機能を2機能以上有する場合は、補助額350万円以下の申請が可能。
(1機能の場合は、補助額50万円以下の申請が可能。)

PC・タブレット等：補助額10万円まで（補助率1/2以内）、レジ・券売機等：補助額20万円まで（補助率1/2以内）



インボイス枠（電子取引類型）の概要

1. 概要

- 取引関係における発注者が、インボイス制度対応のITツール（受発注ソフト）を導入し、当該取引関係における受注者である中小企業・小規模事業者等に対して無償でアカウントを供与して利用させる場合に、その導入費用を支援する。

2. 補助事業者

- 中小企業・小規模事業者等に限らず大企業も可

3. 事業イメージ

- 導入したITツールを活用して、生産性向上・インボイス制度対応に取り組む。

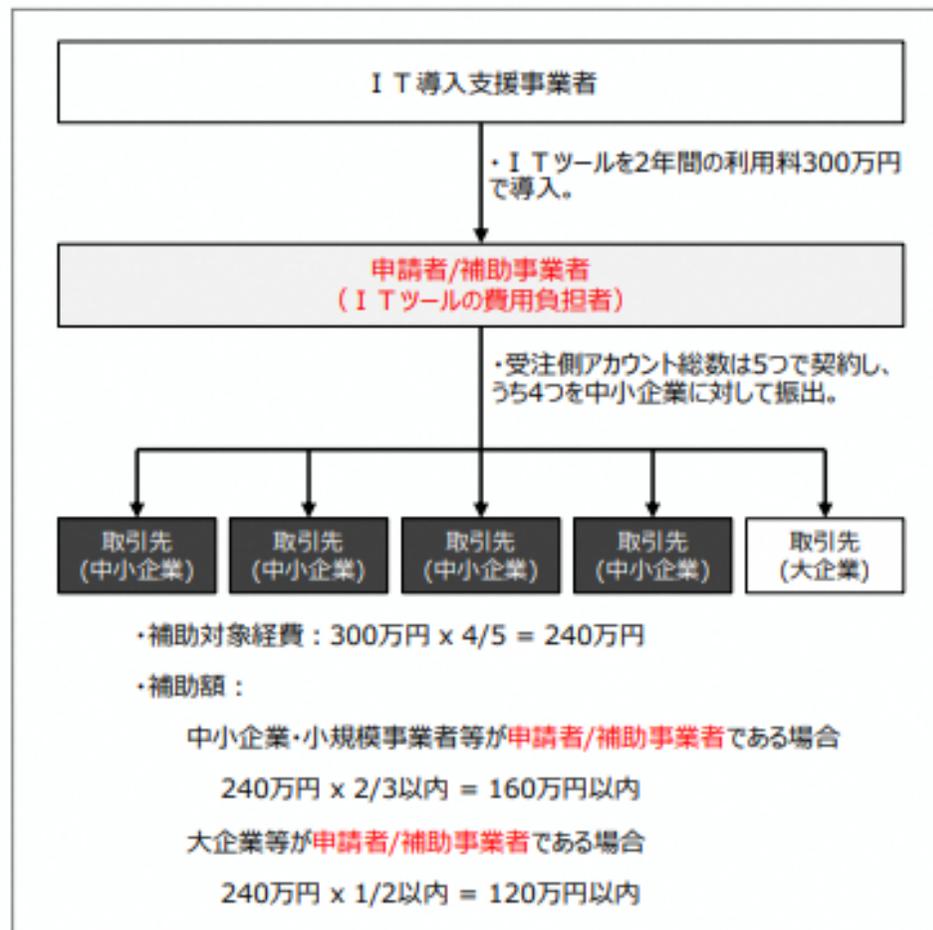
4. 補助対象経費

- ITツールの導入費用（クラウド利用料最大2年分）

5. 補助額・補助率

- 補助額 350万円以下
- 補助率 中小企業・小規模事業者等が申請する場合:2/3以内
大企業等が申請する場合:1/2以内

【図：補助額算出のイメージ】



セキュリティ対策推進枠の概要

1. 概要

- 中小企業・小規模事業者等において、サイバーインシデントを原因とした事業継続が困難となる等の生産性向上を阻害するリスクを低減するとともに、供給制約やそれに起因する価格高騰の潜在的リスクを低減するための支援を行う。
- 具体的には、「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているサービスのうち、IT導入支援事業者が提供し、かつ事務局に事前登録されたサービスを導入する際、サービス利用料（最大2年分）を支援する。

2. 補助事業者

- 中小企業・小規模事業者等

3. 事業イメージ

- 導入したサービスを活用して、サイバーインシデントのリスク低減に取り組む。

4. 補助対象経費

- ITツールの導入費用（サービス利用料の最大2年分）

<留意点>

本事業において補助の対象となるITツールは、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているサービスのうち、本事業においてIT導入支援事業者が提供し、かつ事務局に事前登録されたサービスを指す。

【サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト】<https://www.ipa.go.jp/security/otasuketai-pr/index.html>

5. 補助額・補助率

- 補助額 5万円～**150万円**以下
- 補助率 中小企業が申請する場合：1/2以内
小規模事業者が申請する場合：2/3以内

ITツールの導入／活用事例（R3補正・R2第三次補正サービス等生産性向上IT導入支援事業）

製造業

- ・建築基準法の改正を契機にCADソフトを導入することで、インハウスでの構造計算を可能にし、事業拡大を期待。

導入したITツール

- ・主な機能：顧客対応・販売支援、CAD



卸売業

- ・管理会計を導入し、年間の経費予測を可視化することで、流動的な事業戦略立案を可能に。
- ・柔軟な事業戦略の立案により、通常より売れ行きの良い新商品の販売に寄与。

導入したITツール

- ・主な機能：会計・財務・経営



不動産業

- ・会計ソフトを導入し、基幹システムと連携させることで情報の一元化・業務効率化を実現。
- ・業務の70%を占めていた定型業務を、10%程度に削減できる見込み。

導入したITツール

- ・主な機能：決済・債権債務・資金回収、会計・財務・経営



広告業

- ・オンラインレッスン予約システムをパッケージで導入し、新規事業を立ち上げ。
- ・新規事業の立ち上げが、自社の宣伝にもつながっていることを実感。

導入したITツール

- ・主な機能：顧客対応・販売支援、決済・債権債務・資金回収



飲食サービス業

- ・セルフオーダーシステムを導入し、0.7人分の工数を削減し、新商品開発の構想に。
- ・回転率が上がり、売りが約40%向上。
- ・接客機会が減ったことで接客が苦手な従業員の負担が軽減し、定着率も改善。

導入したITツール

- ・主な機能：顧客対応・販売支援、決済・債権債務・資金回収



福祉業

- ・管理・記録システムを導入し、顧客情報の一元管理、システム間の円滑なデータ連携により、1人当たりの作業時間が10分～20分削減。

導入したITツール

- ・主な機能：顧客対応・販売支援、福祉業務支援



サービス業

- ・整備システムを導入し、紙で行っていた業務をシステム化することで業務工数削減。
- ・ヒューマンエラーの減少による生産性向上。
- ・システムと連動したタブレット端末を活用することで従業員のITリテラシー向上。

導入したITツール

- ・主な機能：顧客対応・販売支援、決済・債権債務・資金回収、供給・在庫・物流



卸売業

- ・販売管理システムを導入することで、手入力の業務を削減し、伝票発行業務を6分の1に短縮。
- ・データ管理が自動化されたことで、人的ミスが解消され顧客数20%UP。

導入したITツール

- ・主な機能：顧客対応・販売支援、生産・販売・在庫管理



物品賃貸業

- ・貸衣装管理ツールを導入し、顧客情報～請求まで一元管理できることで、残業時間が10分の1まで削減。
- ・データの関連付けや分析が可能になり経験や知見のある人材確保にも有効。

導入したITツール

- ・主な機能：貸衣装管理



建設業

- ・積算システムを導入し、積算精度を高めることで、入札件数が年間数件から3ヵ月で5件に増加。
- ・入札件数増加によりスタッフの意識が変わり、自主的に情報収集を行うようになった。

導入したITツール

- ・主な機能：土木積算



運輸業

- ・クラウドでリアルタイムにデータ共有することで、船内・本社間の移動がなくなり業務効率UP。
- ・クラウド化により年間約3,000枚ほどの書類の90%削減。

導入したITツール

- ・主な機能：業務日報

小売業

- ・管理システムを導入し、契約・請求・入金情報を一元管理することができ、手作業による属人的なミスが2割減少。
- ・IT化による働き方改革によって社員定着率が向上。

導入したITツール

- ・主な機能：債権管理、集金・契約・請求・入金



持続化補助金の概要

- 商工会・商工会議所等と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援すべく、「小規模事業者持続化補助金」を措置。
- 政策の原点回帰を行い、経営計画の策定に重点化するため、複数ある**特別枠を整理**。

	一般型				創業型	共同・協業型	ビジネス コミュニティ型
	通常枠	インボイス特例	賃金引上げ特例	災害支援枠			
要件	経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者	免税事業者から課税事業者に転換	事業場内最低賃金を50円以上引き上げる小規模事業者	令和6年能登半島地震等における被災小規模事業者	産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者	地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が地域振興等機関となり、参画事業者である10以上の小規模事業者の販路開拓を支援	商工会・商工会議所の内部組織等（青年部、女性部等）
補助上限	50万円	補助上限 50万円上乗せ	補助上限 150万円上乗せ	直接被害：200万円 間接被害：100万円	200万円 ※インボイス特例は適用	5,000万円	50万円、 2以上の補助対象者が共同で実施する場合は100万円
補助率	2 / 3 ※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3 / 4			定額、2 / 3	2 / 3	・地域振興等機関に係る経費：定額 ・参画事業者に係る経費：2 / 3	定額
対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費（税理士等への相談・コンサルティング費用など）			左記に加え、車両購入費	通常枠同様	・地域振興等機関…人件費、委員等謝金、旅費、会議費、消耗品・備品費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費、委託・外注費、水道光熱費 ・参画事業者…旅費、借料、設営・設計費、展示会等出展費、保険料、広報費	専門家謝金、専門家旅費、旅費、資料作成費、借料、雑役務費、広報費、委託費
昨年度補正予算等からの主な変更点	卒業枠・後継者支援枠を廃止			令和6年奥能登豪雨を対象に追加		参画事業者を「小規模事業者」に限定	

販路開拓等に取り組む皆様へ

令和6年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（通常枠）」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50万円

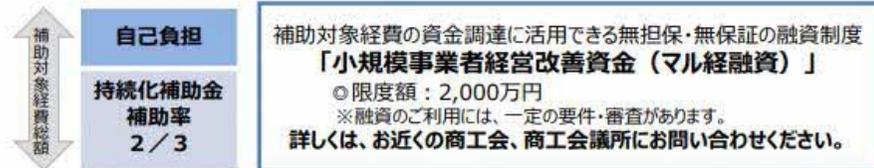
（特例を活用した場合は最大250万円）

【補助率】

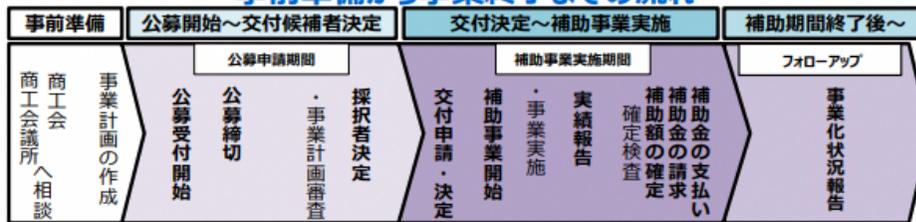
2 / 3

（賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については3 / 4）

【関連融資制度】



事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

概要

補助率	2 / 3 （賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者は3 / 4）
補助上限	50万円
インボイス特例	インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ
賃金引上げ特例	賃金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に150万円を上乗せ

【特例要件】

- インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者
- 賃金引上げ特例 ⇒ 事業場内最低賃金を+50円以上とした事業者

【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

観光ぶどう園を有する喫茶店においてフリーズドライ製品を販売するため、洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成。高級スーパー等の新たな販路への商談に活用。

活用事例②

精密板金加工・プレス金型等の製作所が、県道沿いに看板を設置。具体的な製品を載せたことで、新規取引先の獲得に向けて高度な技術や専門性を効果的にPR。

販路開拓等に取り組む皆様へ

令和6年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（創業型）」
地域の雇用や産業を支える創業後3年以内の小規模事業者の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

創業後3年以内の小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、
商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※従業員数が「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合5人以下、
製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

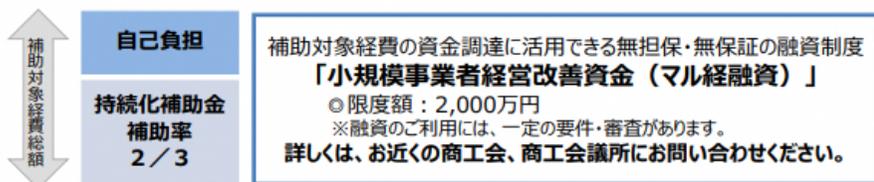
200万円

（特例を活用した場合は最大250万円）

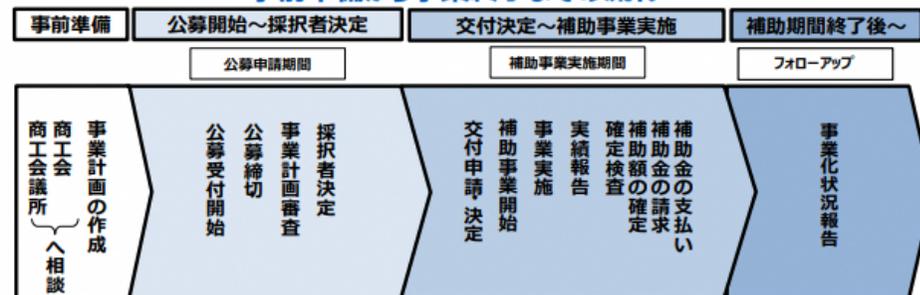
【補助率】

2 / 3

【関連融資制度】



事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

申請要件

産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業による支援(※)」を受けた日および開業日（設立年月日）が公募締切時から起算して過去3か年の間であること。
※当該補助金の申請には、認定市区町村が発行した、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写しが必要になります。

特例要件

免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。

対象経費

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

金属加工業を開業。**ロボット溶接機械**を導入することで、技術革新による事業の拡大及び生産性の向上を図る。

活用事例②

食品小売業を開業後1年経過し、**厨房機器の導入及び店舗リニューアル**を行うことで、新規顧客獲得による売上拡大を図る。

販路開拓を支援する機関の皆様へ

令和6年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（共同・協業型）」

地域振興等機関が主体的・中心的な役割を担い、
参画事業者の商品・サービスの改良やブランディング支援に加えて、
販路開拓の機会の提供を行う取組を支援します

【事業概要】

地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関（以下「地域振興等機関」）が、小規模事業者※（以下「参画事業者」）を10者以上集め、展示会や商談会、催事販売、マーケティングの拠点を活用し、参画事業者の販路開拓を支援する取組について支援。

※ 従業員数が「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合5人以下、
製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

5,000万円

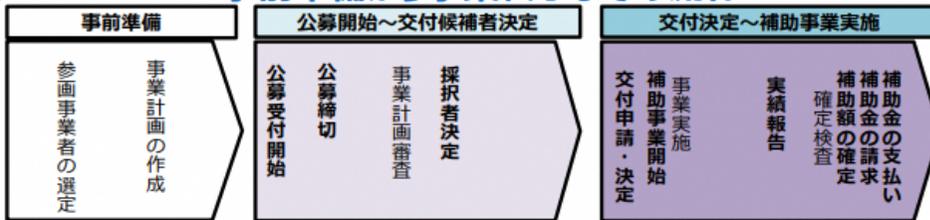
【補助率】

参画事業者は2/3、地域振興等機関は定額

【補助対象】

会場の設営費・内装等の工事費、会場借料、機器・機材の借料、
広報費、旅費 など

事前準備から事業終了までの流れ



※申請者は地域振興等機関となります。参画事業者（10社以上）を集めて申請を行って下さい。
※申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

【地域振興等機関とは】

- 地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関であり、次の①から④のいずれかに該当する機関を指す。
- ①商工会法、商工会議所法に基づき設立された法人
- ②中小企業等協同組合法に規定する都道府県中小企業団体中央会
- ③商店街等組織（商店街その他の商業・サービス業の集積を構成する団体であって、商店街振興組合法に規定する商店街振興組合、商店街振興組合連合会及び中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合などの法人化されている組織をいう。）
- ④地域の企業の販路開拓につながる支援を事業として行っている法人

【参画事業者とは】

- 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律で定める小規模事業者に該当する者。

【本事業の類型】

- ①展示会・商談会型
商談目的の展示会・商談会（主催または他者主催への出展）で展示・宣伝を行い、支援する参画事業者の商品・サービスの特長または価値が顧客に伝わることによって、参画事業者の新たな取引先を増加させる取組。
- ②催事販売型
支援する参画事業者の商品・サービスの物販会や即売会（主催または他者主催への出展）により、参画事業者の売上高増加を支援する取組。
- ③マーケティング拠点型
支援する参画事業者の商品・サービスの想定ターゲットを明確化し、補助事業を通じて、想定ターゲットに具体的かつ継続的なマーケティングを行う拠点・仕組みを構築する取組。

生産性向上を目指す皆様へ

令和6年度補正予算

「事業承継・M&A補助金」で

中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、
事業承継に際しての設備投資や、
M&A・PMIの専門家活用費用等を支援します！

事業承継促進 枠

5年以内に事業承継を予定している場合の設備
投資等に係る費用を補助します

専門家活用 枠

M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、表明保証保険料等）を補助します

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

PMI推進 枠

M&A後の経営統合（PMI）に係る費用（専門家費用、設備投資等）を補助します

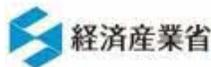
廃業・ 再チャレンジ 枠

事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します

※廃業・再チャレンジ枠は、事業承継促進枠・専門家活用枠・事業統合投資類型と併用できます

※詳細は裏面をご確認ください。

令和6年度補正予算で中小機構に措置



チラシのダウンロードはこちら！

事前準備から事業終了までの流れ



※1：補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費とする。

※2：補助金の交付については、実績報告書等を提出し、実施した事業内容の検査と経費内容等の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後支払うため、交付決定された場合でも支払われないことがあるため留意すること。

支援枠の概要

	事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI推進枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	5年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	800～1,000万円※ ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	買手支援類型： 600～800万円※1、 2,000万円※2 売り手支援類型： 600～800万円※1 ※1：800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 ※2：100億企業要件を満たす場合	PMI専門家活用類型： 150万円 事業統合投資類型： 800～1,000万円 ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	150万円※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2・2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	買手支援類型： 1/3・1/2、2/3※1 売り手支援類型： 1/2・2/3※2 ※1：100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3 ※2 ①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合	PMI専門家活用類型： 1/2 事業統合投資類型： 1/2・2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	1/2・2/3※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合、各事業における事業費の補助率に従う
対象経費	設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費等	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	設備費、外注費、委託費等	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）

お問い合わせ先

補助金事務局の決定後、窓口を設置予定。

応募方法等の詳細はこちらからご確認ください

公募サイト



事業再構築補助金

事業再構築補助金とは？

ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために、新市場進出（新分野展開、業態転換）、事業・業種転換、事業再編、国内回帰、地域サプライチェーン維持・強靱化又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援するための補助金。

基本要件

- ①事業再構築指針に示す「**事業再構築**」の定義に該当する**事業**であること
- ②事業計画について金融機関等や認定経営革新等支援機関の確認を受けること
- ③補助事業終了後3～5年で**付加価値額の年平均成長率3～4%**（事業類型により異なる）**以上増加**、又は従業員一人当たり**付加価値額の年平均成長率3～4%**（事業類型により異なる）**以上増加**の達成

※事業再構築の定義

中小企業等事業再構築促進事業（以下「本事業」という。）において、事業再構築とは、新市場進出、事業転換、業種転換、事業再編、国内回帰又は地域サプライチェーン維持・強靱化のいずれかを行う計画に基づく中小企業等の事業活動をいう。

事業再構築補助金

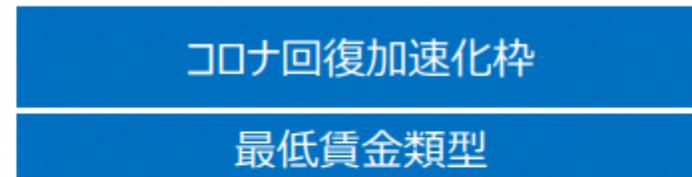
第13回公募(最終公募) 全体像

- 新市場進出、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援
- 第13回公募よりコロナ回復加速化枠の通常類型、サプライチェーン強靱化枠、事前着手届出制度を廃止。

第12回
公募



第13回
公募



対象

- ・ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者
- ・国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者

- ・ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者

- ・コロナ禍が終息した今、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者

事業再構築補助金

成長分野進出枠

コロナ回復加速化枠

通常類型

GX進出類型

最低賃金類型

対象

- ・ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者
- ・国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者

- ・ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者

- ・コロナ禍が終息した今、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者

補助上限

3,000万円
(※4,000万円)
※短期に大規模賃上げを行う場合

中小：5,000万円
(※6,000万円)
中堅：1億円
(※1.5億円)
※短期に大規模賃上げを行う場合

1,500万円

補助率

- ・中小企業1/2 (※2/3)
- ・中堅企業1/3 (※1/2)
- ※短期に大規模賃上げを行う場合

- ・中小企業1/2 (※2/3)
- ・中堅企業1/3 (※1/2)
- ※短期に大規模賃上げを行う場合

- ・中小企業3/4 (一部2/3)
- ・中堅企業2/3 (一部1/2)

対象経費

- 建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、外注費・専門家経費、広告宣伝費・販売促進費、研修費、廃業費
- ※廃業費は成長分野進出枠（通常類型）のみ

- ・卒業促進上乗せ措置：中小・中堅企業等から中堅・大企業等へと規模拡大する事業者を支援
- ・中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置：継続的な賃金引上げ及び従業員増加に取り組む事業者を支援

事業再構築補助金

スケジュールと準備

- 申請は全て電子申請となりますので、「GビズIDプライムアカウント」が必要です。

第13回公募（最終公募）

公募開始日：令和7年1月10日（金）

電子申請開始日：調整中

公募締切日：令和7年3月26日（水）

問い合わせ先

<事業再構築補助金事務局>

“コールバック予約システム”にて事前にご希望の予約日時を選択、連絡先を入力。コールセンターから希望の日時に連絡が入る。

コールバック予約システムとは

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/callback.html>

<トラブル等通報窓口>

受付時間：9：00～18：00（土・日・祝日を除く）

電話番号：03-6810-0162

↓事務局HP



↓第13回公募要領



↓コールバック予約システム 参考画面

予約日時を選択

直近の状況 前月 < 前週 翌週 > 翌月

	4/8(月)	4/9(火)	4/10(水)	4/11(木)	4/12(金)	4/13(土)	4/14(日)
09:00	<input type="radio"/> 残数：117						
12:00	<input type="radio"/> 残数：117						
14:00	<input type="radio"/> 残数：117						
16:00	<input type="radio"/> 残数：117						

受付中 × 受付終了

予約者情報入力

必須 事業者名

必須 ご担当氏名

必須 電話番号

* (ハイフン) なしで記入 11桁以内

新規事業への進出により、
企業の成長・拡大を図る中小企業の皆様へ

中小企業新事業進出補助金

新規事業への挑戦を目指す中小企業の設備投資を促進!!

公募開始時期:調整中



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援

【活用イメージ】

- 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出

※ 申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

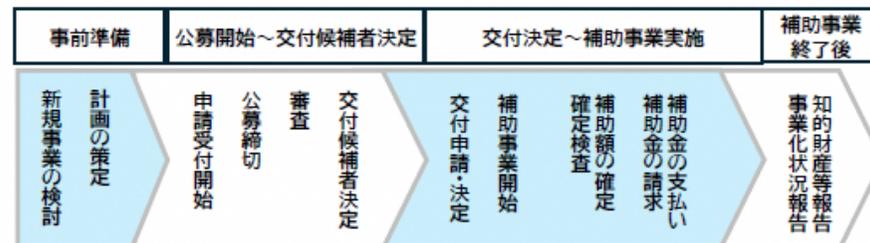
新事業進出補助金 検索



【補助事業概要】

項目	内容
補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21~50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51~100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者(事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)
補助率	1/2
基本要件	中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、(※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること) ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の基本要件を全て満たす3~5年の事業計画に取り組むこと。
補助事業期間	交付決定日から14か月以内(ただし採択発表日から16か月以内)
補助対象経費	建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費
その他	<ul style="list-style-type: none"> 収益納付は求めません。 基本要件②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求めます。ただし、付加価値が増加していないか企業全体として営業利益が赤字の場合や、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を免除します。

【事業スキーム】



問い合わせ先

補助金事務局の決定後
掲載予定



iGrants
(ID取得)

※ 補助金制度については現在検討中であり、予告なく変更する場合があります。
※ 申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。



例えば、小売業 × 清掃ロボット



例えば、宿泊業 × スチームコンベクションオーブン

中小企業の**人手不足解消**に効果のある「**省力化製品**」を導入するための補助金

中小企業 省力化投資補助金

補助率 **1/2**



例えば、飲食サービス業 × 券売機



例えば、製造業 × 無人搬送車

中小企業省力化投資補助金とは、

人手不足解消に効果があるロボットやIoTなどの製品を導入するための経費を国が補助することにより、簡易で即時性がある中小企業の省力化投資を促進し、売上拡大や生産性向上を図るとともに質上げにつながることを目的とした補助金です。

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された省力化製品から、自社の課題に合わせて製品を選択できます!
- 「販売事業者」が製品の導入を支援! 申請・手続もサポートします。
- 補助率は1/2! 補助上限額は従業員数ごとに異なります。



Be a Great Small.
中小機構

● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画^{※1}に取り組むものを対象とします。

申請時に全ての従業員の賃金が最低賃金を超えていること、補助金の重複に該当しないことなどの要件^{※2}を満たす必要があります。また、補助金の交付が決定された場合でも事業実績報告の審査によって補助額の減額となる場合があります。

※1. 公募要領(4-1. 補助対象事業の要件)を参照。
※2. 公募要領(4-2. 補助対象事業の要件)を参照。

● 補助対象製品のカテゴリ

どんどん拡大中!

- ▶ 清掃ロボット
- ▶ 配膳ロボット
- ▶ 自動倉庫
- ▶ 検品・仕分システム
- ▶ 無人搬送車 (AGV・AMR)
- ▶ スチームコンベクションオーブン
- ▶ 券売機
- ▶ 自動チェックイン機
- ▶ 自動精糖機
- ▶ タブレット製油許可システム
- ▶ オートラベラー
- ▶ 飲料補充ロボット
- ▶ デジタル紙面色校正装置
- ▶ 測量機
- ▶ 丁合機
- ▶ 印刷用紙高積装置
- ▶ 印刷用インキ自動計量装置
- ▶ 段ボール製箱機
- ▶ 近赤外線センサ式プラスチック材質選別機
- ▶ デジタル加糖機
- ▶ 印刷紙面検査装置
- ▶ 誘物用自動バリ取り装置
- ▶ 自動顔色システム
- ▶ 蛍光X線膜厚測定器
- ▶ 自動裁断機 など

※一部の省力化製品については、複数導入であっても交付申請可能です。

● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	補助事業実施期間に一定以上の賃上げを達成した場合
5名以下	1/2	200万円	300万円に引き上げ
6~20名		500万円	750万円に引き上げ
21名以上		1,000万円	1,500万円に引き上げ

補助上限額の引き上げを適用する場合、事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります。

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の必要交付申請が可能です。

※補助上限額を引き上げた事業終了までに賃上げが達成された場合は、補助額の減額になります。

● 申請から事業完了までの流れ



※1. 申請にはgBizID(アカウント)の取得が必要です。取得には一定期間を要しますので、お早めにお手配ください。 ※2. 中小企業のみならず、販売事業者からメールにて「採択(インテグレーション)」していただいた後、専用フォームからの申請が可能です。 ※3. 導入・購入と製品の使用や検閲、検査などに伴って効果が認められ、検査結果が良好なことを確認いただく必要があります。 ※4. 人員削減・解雇を行っている場合は、交付決定の取消となる場合があります。 ※5. 減額でない場合は、交付決定の取消となる場合があります。

本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから

中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで
あらかじりホームページの掲載資料や「よくある質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル **0570-099-660**

IP電話などからのお問い合わせ **03-4335-7595**

● 受付時間：9:30~17:30/月曜~金曜(土・日・祝日除く) ※急ぎの場合は、お問い合わせください。

省力化製品に関わる
工業会・製造事業者・販売事業者のみならず

カタログ登録
サポートセンター **03-6746-1530**
でご相談受付中!

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

製品の置き換えについて

置き換えとは、既に所有する製品と同一カテゴリの製品を導入することを指します。以下の2つの条件を両方満たす場合は置き換への交付申請が可能です。

- ① 「置き換えが可能となる機能・性能」を有する製品への置き換えであること。
- ② 置き換え後の製品が既存製品と比較して「置き換えが可能となる機能・性能」を**新規**で1点以上有していること。

「置き換えが可能となる機能・性能」A,B,Cが登録された券売機を導入する例

(例) 現在使用している券売機を新たな券売機に置き換える

機能・性能A：多言語対応機能

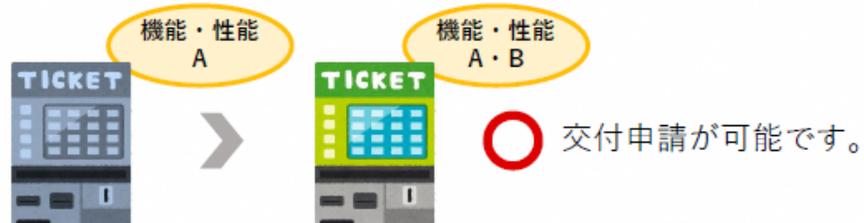
機能・性能B：キャッシュレス決済機能

機能・性能C：厨房との連携機能（モニター連携機能・キッチンプリンタ等）

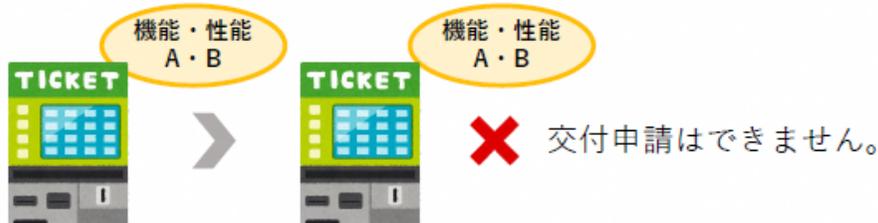
パターン① A・B・Cの機能・性能を有さない機器から、機能・性能Aを有する機器に置き換える



パターン② 機能・性能Aを有する機器から、機能・性能A,Bを有する機器に置き換える



パターン③ 機能・性能A,Bを有する機器から、機能・性能A,Bを有する機器に置き換える



人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための

中小企業 省力化投資補助金

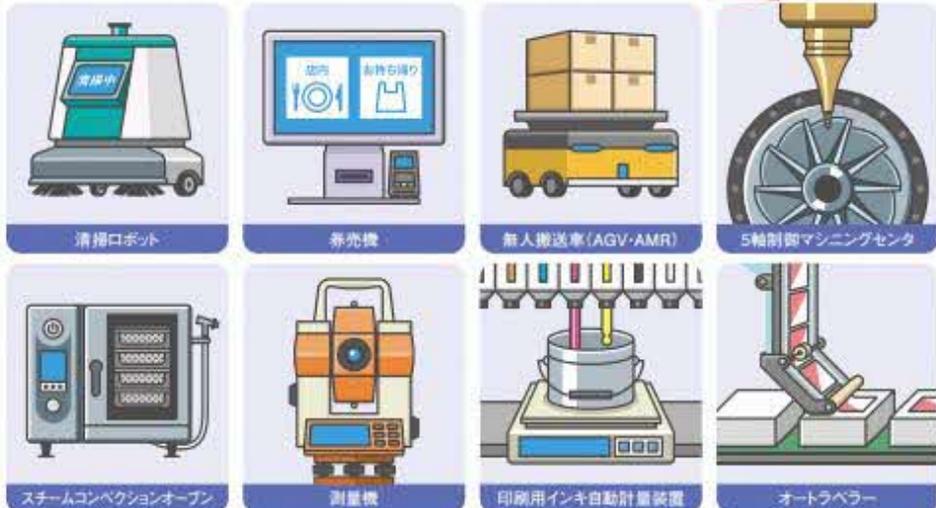
カタログ注文型

省力化製品の販売事業者を募集!

2025年2月28日以降、ホームページから「販売事業者」登録申請が可能になります。

「販売事業者」が登録された製品は、お客さま(中小企業)が補助金を活用して導入できるようになります。

補助対象(カタログ掲載)製品のカテゴリ **どんどん追加中!**



【清掃・配膳ロボット、バックヤード業務サポート】清掃ロボット、配膳ロボット、飲料補充ロボット 【店舗・施設向けセルフ対応型機器】卓水機、自動精算機、自動チェックイン機 【店舗・施設向けバックヤード業務サポート】物品貸出管理機 / 入出金機 【厨房サポート】スチームコンベクションオープン、自動フライヤー 【セルフ式ガソリンスタンド向け】タブレット型給油許可システム 【自動車整備】自動色システム、自動車向け溶接機(スポット溶接機) / 自動車向け溶接機(パルス制御溶接機) 【美容機器】美容用アイロン毛器 【食品機械】食品処理機(食品包みん機、餃子成型機等) 【物流システム機器】無人搬送車(AGV-AMR)、検品・仕分システム、自動車庫 / ピッキングカードシステム、ラックシステム(垂直回転ラック)、ラックシステム(移動ラック) / ラックシステム(流動ラック)、垂直搬送機(貨物専用) 【印刷機械、紙加工関連機械】デジタル紙面校正装置(グロリア紙器)パッケージ用デジタルブルーフ / 印刷用紙高積装置、印刷用インキ自動計量装置 / 産業用収束デジタル印刷機 / 印刷用紙反転機、自動紙折機 / 印刷物インサーター / トムソン加工自動カス取り装置 / 下合機、デジタル加熱機 / 印刷紙面検査装置、段ボール製箱機 / 産業用デジタルラベル印刷機

【産業物分離回収】近赤外線センサ式プラスチック材質選別機 【荷移動・搬送サポート】パレット装置 【タベル貼り付け】オートラベラー 【測量機器】測量機(自動視差・自動追尾機能付き高精度トータルステーション) / 地上型3Dレーザースキャナー、GNSS測量機(RTK) 【高精度建設機械】マシンコントロールマシン / ガイダンス機能付ショベル / トラクター付ショベル 【安全装置付ショベル】 【解体機】シンター・コンクリート解体機 【建設現場作業】建設現場作業ロボット(鉄筋組立作業ロボット) 【プレス加工用機器】一本バー搬送ロボット / プレス用多層部ロボット / 原圧・板金加工用/リ取り装置 / バイパスター用投入・排出ロボット / 板金機械用材料シート自動搬入装置、板金機械用材料シート自動搬出装置 / プレスブルーキ用全型自動交換装置 / コイルライン / プレス間搬送ロボット 【製造用機器】誘物用自動/リ取り装置、誘物用自動注湯機、誘物用プラスト装置 【非破壊検査装置】インライン非破壊検査装置(内部不良検査) / インライン非破壊検査装置(外部不良検査) 【工作機械】5輪制御マシニングセンタ、複合加工機 / ツールブリセッター 【プラスチック機械】原材料自動計量混合搬送装置 【表面処理】紫外線照射測定器 【構築機械】自動敷設機

登録カテゴリ数 **58** (2025年2月現在)

中小企業省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small. **中小機構**

中小企業 省力化投資補助金 カタログ注文型 補助率 1/2[※] 補助上限額 1,500万円

補助金を活用した省力化製品導入をサポートする「販売事業者」になりませんか?

- 「販売事業者」になるには、下記ホームページから登録申請(2025年2月28日以降受付)が必要です。
- 「販売事業者」としての責務を果たせるか、省力化製品の販売実績があるか、などの所定の審査があります。
- 「販売事業者」になると、製品カタログに登録され、公表されます。

● 制度概要

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組みむのを対象とします。

● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大規模な賃上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	200万円	300万円
6~20名		500万円	750万円
21名以上		1,000万円	1,500万円

● 申請から事業完了までの流れ



「共同申請者」として、お客さま(中小企業)に寄り添っていただきます。

本補助金の詳細については、必ず公募要領をご確認ください。

「販売事業者」登録申請、製品カタログ、公募要領など本補助金の詳細はこちらから
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



カタログ注文型 「販売事業者」登録申請に関するお問い合わせは
03-6746-1530
カタログ登録サポートセンターでご相談受付中!

その他、本補助金に関するお問い合わせは
ナビダイヤル 0570-099-660
IP電話などからのお問い合わせ 03-4335-7595

カタログに製品を登録する 製造事業者も募集中!

新しい製品カテゴリを登録する 工業会も募集中!

事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」 2025年3月スタート!

中小企業省力化投資補助金

人手不足に悩む中小企業等に対して
個別の現場や事業内容等に合わせた
設備導入・システム構築等の
多様な省力化投資を支援します！

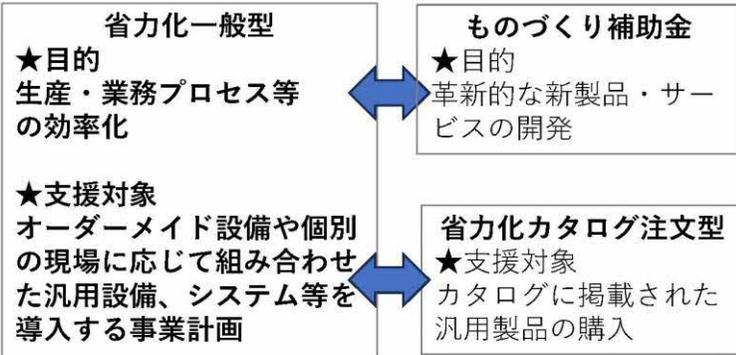
一般型



補助上限額
最大1億円

補助率
1/3～2/3

カタログ注文型やものづくり補助金との違いは？



活用イメージ

たとえば、通信販売事業でオンラインショッピングの顧客数及び購買量に対応するため、自動梱包機及び倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

たとえば、自動車関連部品製造事業で検査が難しい微細な自動車関連部品の製造を効率的に行うため、最新のデジタルカメラやAI技術等を活用した自動外観検査装置を事業者の現場に合わせた形で導入



事業概要

基本要件

- 労働生産性の年平均成長率が+4.0%以上増加
- 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加
- 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。
※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、効果報告を提出いただき、事業成果を確認します。
※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

その他要件

- 補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。
 - 事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。
 - 3～5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。
 - 人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備等の導入等を行う事業計画を策定すること。
- ※カタログ注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。

要件	生産・業務プロセス、サービス提供方法の省力化
補助上限	750万円～8,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3 補助金額1,500万円を超える部分は1/3
補助対象経費	機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費
その他	収益納付は求めません。

大幅賃上げ特例

補助上限額を250～2,000万円上乘せ

- 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加
 - 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
- ※最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除きます。
※上記(1)(2)のいずれか一方で未達の場合、補助金返還義務があります。

最低賃金引き上げ特例

補助率を2/3に引き上げ

- 指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上の事業者
- ※小規模・再生事業者は除きます。
※補助金額1,500万円までが引き上げ対象となります。

事業の流れ



お問い合わせ窓口

ナビダイヤル：0570-099-660
IP電話等からのお問い合わせ：03-4335-7595
受付時間：9：30～17：30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）

応募、交付申請・問い合わせ先

応募・交付申請

- ・2024年8月9日(金)より応募・交付申請は随時受付に変更になりました。
- ・各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募が可能となります。

※応募・交付申請の利便性向上を図り、早期の省力化を実現するため、
当面の間、随時受付を行います（メンテナンス期間を除く）。

※採択・交付決定は申請から概ね1～2ヶ月程度を予定しています。

※補助事業期間：原則、交付決定日から12か月以内。

問い合わせ先

● 中小企業省力化投資補助事業コールセンター

事務局HP：<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

電話：0570-099-660 (IP)03-4335-7595

※お問合せ時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）

● カタログ登録サポートセンター

製品カタログの登録プロセスに関するご相談や、製品カタログにカテゴリ及び製品を登録するためのサポートについてはカタログ登録サポートセンターへお問い合わせください。

電話：03-6746-1530

※お問合せ時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）



事務局HP



公募要領



製品カテゴリ

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

中小企業庁経営支援部

イノベーションチーム

令和7年度予算案額 **123億円（128億円）**

事業目的・概要

事業目的

中小企業が下請け構造から脱却し成長を実現するためには、ものづくり基盤技術及びサービスモデルの高度化を図ることが重要。

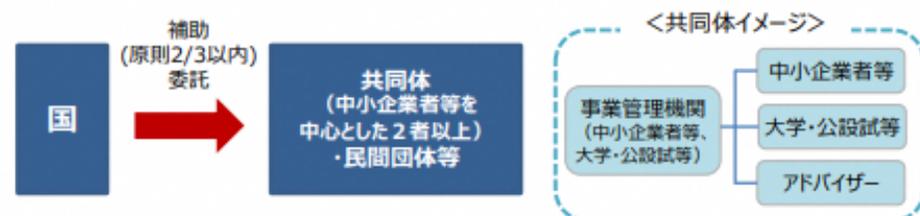
中小企業による持続的な成長のため、研究開発及びその成果の事業化を支援するとともに、中小企業が自立的にイノベーションを創出していくためのエコシステムの形成を図ることを目的とする。

事業概要

中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発、試作品開発等に係る取組を最大3年間支援する。加えて、採択された事業者を対象に、研究開発成果の販路開拓等についても支援する（旧戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン事業及びサピサポ事業））。

また、中小企業によるイノベーション創出を強力に支援する活動を普及・拡大するための実証事業を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- 補助事業期間：2～3年
- 補助上限額：（通常枠）単年4,500万円、3年間9,750万円
（出資獲得枠）単年1億円、3年間3億円
- 補助率：（中小企業者等）原則2/3以内（大学・公設試等）原則定額
※課税所得15億円超の中小企業者等は1/2以内
- 委託：補助事業に係る評価・分析、販路開拓支援等

成果目標・事業期間

- 短期的には、事業終了時点での以下の達成を目指す。
 - ・個々のプロジェクトの研究開発達成度50%超
- 最終的には、事業終了後5年経過時点で以下の達成を目指す。
 - ・事業化を達成するプロジェクトが50%超
 - ・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上
 - ・補助事業の総売上累計額が総予算投入額の150%

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

令和6年度補正予算額 **1,400億円** (国庫債務負担含め新規公募分として総額3,000億円)

経済産業政策局 産業創造課、地域経済産業政策課

事業の内容

事業目的

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資等を促進することで、地方においても持続的な賃上げを実現する。

事業概要

中堅・中小企業の持続的な賃上げや事業成長等を目的として以下の取り組みを行う。

①大規模成長投資補助金

人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

②地域企業経営人材確保支援事業給付金

着実な事業成長等を実行可能な経営体制を整備するため、転籍・兼業・副業・出向等により大企業から経営人材を受け入れた場合に、給付金を支給する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



①大規模成長投資補助金：補助上限額50億円

※投資下限額は10億円

②地域企業経営人材確保支援事業給付金：給付上限額450万円

※兼業・副業・出向の場合は給付上限額200万円

成果目標

①大規模成長投資補助金：

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。

②地域企業経営人材確保支援事業給付金：

当該事業により経営人材を確保した中堅・中小企業が、確保前の想定を上回る企業成長を達成することを目指す。

- 「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いことから、**専門家による省エネ診断への支援を強化。**
- これまでのウォークスルーを中心とした診断に加えて、**計測機器を用いた設備・プロセスごとのエネルギー使用状況の見える化、分析・提案に対応するメニュー（IT診断）を追加する。**



新設



- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、**工場全体の省エネ（Ⅰ）、製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）、エネルギーマネジメントシステムの導入（Ⅳ）**の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- **Ⅰ型に中小企業投資促進枠を創設**するなど、GXへの取組の第一歩として省エネを強力に促進する。

（Ⅰ） 工場・ 事業場型

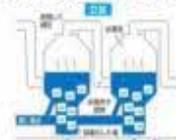
※旧A・B類型

- **工場・事業所全体で大幅な省エネを図る**取り組みに対して補助
 - 補助率：1/2（中小）1/3（大）等
 - 補助上限額：15億円 等
- ※**中小企業投資枠等を追加**

【平釜】



【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用

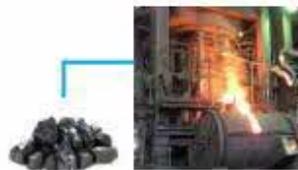


- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、**事業所全体の設備・設計を見直し**。3年で**37.1%の省エネ**を実現予定。

（Ⅱ） 電化・ 脱炭素 燃転型

- **電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新**を補助
 - 補助率：1/2
 - 補助上限額：3億円 等
- ※**中小企業のみ工事費を補助対象に追加**

【キューボラ式】※コークスを使用



【誘導加熱式】※電気を使用



（Ⅲ） 設備 単位型

※旧C類型

- **リストから選択する機器への更新**を補助
 - 補助率：1/3
 - 補助上限額：1億円
- ※**省エネ要件を追加**

【業務用給湯器】



【高効率空調】



【産業用モータ】



（Ⅳ） EMS型

- **EMSの導入**を補助
 - 補助率：1/2（中小）1/3（大）
 - 補助上限額：1億円
- ※**省エネ要件を見直し**

【見える化システムによるロス検出】



【AIによる省エネ最適運転】



資金繰りに お悩みの皆様へ

資金繰り支援のご案内 (2025年1月以降の支援メニュー)

より一層の金融規律の発揮を見据えつつ、
① 効果的な経営改善・再生支援の実施に加えて、
② 成長志向の事業者を支援します

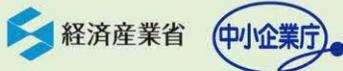
① 効果的な経営改善・再生支援

- ✓ 民間金融機関によるプロパー融資と信用保証付融資とを組み合わせた協調融資制度を新たに創設
- ✓ コロナ経営改善サポート保証を本年3月末まで実施後、経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）へ移行
- ✓ 早期経営改善計画策定支援事業における民間金融機関による計画策定支援の対象追加を2028年1月末まで延長

② 成長志向の事業者支援

- ✓ コロナ資本性劣後ローンを本年2月末まで実施後、制度を拡充した通常資本性劣後ローンへ移行
- * セーフティネット貸付の金利引下げ措置を本年3月末まで実施。
- * 小規模事業者向けには、「小口零細企業保証」(100%保証)を引き続き継続

詳しくは裏面



チラシのダウンロードはこちら↑

① 経営改善・再生支援の継続・強化

プロパー融資と信用保証付融資とを組み合わせた協調融資制度

- * 概要：金融機関のプロパー融資と保証付融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、人手不足等の多岐にわたる経営課題解決への取組みを後押しする制度
- * 制度詳細：保証上限2.8億円・保証割合80%・据置期間1年以内（運転資金）/3年以内（設備資金）

経営改善サポート保証

- (経営改善・再生支援強化型)
- * 概要：中小企業活性化協議会の支援や経営改善計画策定支援事業（405事業）等で策定した計画の実行に必要な資金を、保証付融資で支援する制度
- * 制度詳細：保証上限2.8億円・保証率0.3%・据置期間最大3年
100%保証の融資は100%保証で借換え可能
- (コロナ対応型)
- * 制度詳細：保証上限2.8億円・保証料0.2%・据置期間最大5年

早期経営改善計画策定支援事業

- * 概要：国が認定した専門家の支援を受け、資金計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランなどの経営改善計画を策定する場合、専門家への支払い費用の2/3を補助
- (注) 税理士や中小企業診断士だけでなく、民間金融機関による計画策定支援についても、一定の条件で本事業の対象としています

② 成長志向の事業者支援

日本公庫による資本性劣後ローン

- * 概要：資産査定上「資本」とみなされ、民間金融機関の支援を促進する融資制度
- * 対象者：キャッシュフローが不足する企業や一時的に財務状況が悪化したため企業再建等に知り組む企業に加え、省力化投資等の成長資金を必要とする事業者を対象に追加
- * 制度詳細：融資上限（中小事業）15億円、（国民事業）7,200万円
業績に応じて2区分（赤字の場合は0.5%・黒字の場合は3%台）の利率が適用
コロナ資本性劣後ローンにおいては、融資後3年は利率0.5%

日本公庫によるセーフティネットの金利引下げ措置

- * 概要：基準金利から0.4%引き下げた融資制度
- * 対象者：ウクライナ情勢・原油価格上昇の影響で、利益率が減少した者
- * 制度詳細：融資上限（中小事業）7億2千万円、（国民事業）4,800万円
- * 貸付期間：設備資金15年以内、運転資金8年以内、据置期間最大3年

小口零細企業保証

- * 概要：小規模事業者従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の事業者等を対象とした、100%の保証が可能な制度
- * 制度詳細：保証上限2,000万円（既存の保証付融資と合計で2,000万円の範囲内）
100%保証の融資は100%保証で借換えが可能

(お問い合わせ先) 中小企業庁金融課 (03-3501-2876)
日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル (0120-154-505)
お近くの中小企業活性化協議会

取引適正化に向けた施策ツール

- 原材料価格やエネルギーコスト、労務費等のコストが上昇する中、コスト増を下請中小企業だけでなくサプライチェーン全体で負担し、中小企業においても賃上げできる環境を整備するためにも、適切な価格転嫁をはじめ取引適正化の実現が不可欠。
- このため、中小企業庁として、厳正な法執行や実態把握、業界への働きかけなど施策ツールの拡充を図りつつ、公正取引委員会を始めとする関係省庁と連携の上、取引適正化を強力に進めていく。

1) 法律の厳正な執行

- ① 下請代金法(規制法。下請代金の減額、支払遅延等を禁止。立入検査、改善指導、公取委への措置請求等を実施。)
- ② 下請振興法(望ましい取引のあり方(振興基準)を策定・公表し、親事業者等に指導・助言等を実施。)
- ③ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランスに業務委託する事業者に対する規制法。取引関係のほか、労働環境整備についても。2024年11月1日施行。)

2) 実態把握・相談対応

- ① 下請Gメン (R5:300名→R6:330名)によるヒアリング (年間約13,000件)
- ② 知財Gメンによるヒアリング
- ③ 全国47都道府県の下請かけこみ寺による相談対応 (年間約12,000件)

3) 業界への働きかけ

- ① 業種別ガイドライン (20業種) 自主行動計画 (29業種・78団体)
- ② 価格交渉促進月間(9月、3月)
- ③ 取引先との共存共栄を発注側企業の経営者が宣言するパートナーシップ構築宣言(55,700社超)

「パートナーシップ構築宣言」を 作成・公表しませんか

①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」 防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※下請中小企業振興法に基づく基準

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html>)

②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- (公財) 全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト
(<https://www.biz-partnership.jp>) に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



<ロゴマークに込められた思い>
大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

- 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付
参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1541
- 中小企業庁企画課 03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

- (公財) 全国中小企業振興機関協会
03-6228-3802
提出先URL: <https://www.biz-partnership.jp>



当協会と都道府県協会の連携により
中小企業を支援します。
公益財団法人
全国中小企業振興機関協会



新規輸出1万者支援
プログラム始動

事業者のみなさま



円安をチャンスに 輸出を始めませんか？

新たに輸出に乗り出すみなさまを
後押しする支援策をご提案します。



専門家による伴走型支援



輸出向け商品の開発、
ブランディング
・プロモーション



ECサイトを
活用した販路開拓



輸出商社
とのマッチング など

まずはこちらのポータルサイトでご登録ください。

専門家から折り返し連絡して個別に
カウンセリングいたします。

Q ジェトロ



【お問い合わせ先】 ジェトロ本部 受付時間：平日9時～12時/13時～17時（土日、祝祭日・年末年始除く）

電話 03-3582-4937 / 03-3582-4938 / 03-3582-4939 / 03-3582-4940

※お時間を選ばない、オンラインによるお問合せ窓口（24時間受付）もポータルサイトからご利用いただけます



初めての輸出で
あれこれ気になる…！
詳しくは裏面で

輸出に関する簡単な質問から、具体的な相談まで
何でもお任せください！



輸出を始めるには
どうする？

- これから海外を考え始める方から、すでに進出されている方まで、海外に関するすべてのご相談をお受けします。
- 専門家が現況をカウンセリングさせていただき、あなただけの海外展開の実現にむけた、最適な方法をナビゲートします。



海外消費者向けに
ECを使って商品を
販売してみたい！

- 海外ECサイトに日本商品特設サイト「JAPAN MALL」を設け、日本商品の販売を支援します。海外ECサイトの商品買い付けをジェトロがサポートすることで、原則、国内納品・国内買取・円建て決済で取引が完結。複雑な輸出手続が不要であり、海外展開初心者も参入しやすい仕組みです。



輸出先の国の選び方や、
現地の市場は
どうなってるんだろう？

- 海外展開が潜在的な段階、あるいは海外展開への意欲はあるが、検討初期の段階の企業を対象として、実現に向けた課題を明確化します。
- 具体的には、専門家によるカウンセリングを通じて、ターゲットとして可能性のある国、海外展開の手法、現状の課題、対応策などをお伝えします。



日本にいなから、
海外販路拡大を実現したい！

- 国内において、国内輸出商社との個別商談会に参加いただけます。
- 商品の海外販売、貿易実務などは輸出商社が担うため、実質的に国内取引で完結。また、将来的に輸出を検討している方も、海外ビジネスに精通している商社から、販路開拓先・販促方法等のアドバイスも期待できます。



現地向けに商品を改良・
開発したい！
現地のニーズを把握したい！

- ものづくり補助金（グローバル市場開拓枠（海外市場開拓（JAPANブランド）類型））で、輸出向け新商品の開発にかかる生産設備の導入からブランディング・プロモーションまでの費用を補助上限3,000万円、補助率1/2（小規模・再生事業者の場合は2/3）にて一貫して支援します。



輸出入に関する手続の流れや
法規制について知りたい！

- 海外ビジネスを検討する際に、さまざまな段階で発生する実務上の疑問点などの各種ご相談に対し、実務経験豊富なアドバイザーがメール、電話または面談にてお応えします。



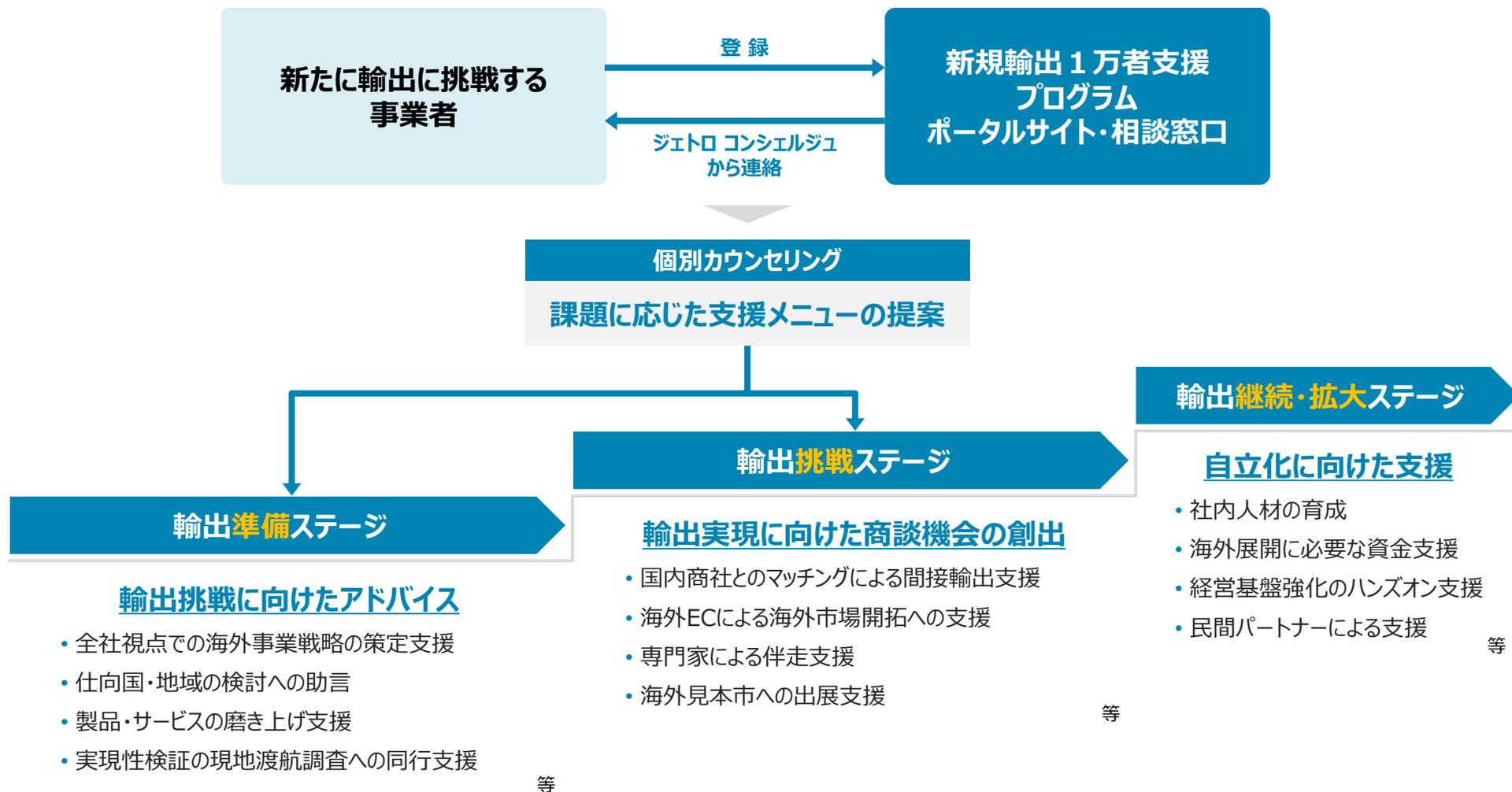
詳しくは、1万者支援ポータルサイトをチェック！

Q ジェトロ



新規輸出 1 万者支援プログラムの概要

- プログラム登録後のカウンセリングで、輸出の実現に向けて事業者が個々に抱える課題や実現に向けた準備状況に応じた最適な支援策を提案している。



インボイス制度への対応に 取り組む皆様へ 各種支援策のご案内 /

インボイス制度について詳しく知りたい方は国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。
制度解説動画、インボイスコールセンター等をご案内しております。

特設サイト



インボイス制度への対応に関する相談窓口

- ✓ 税理士へのオンラインでの相談体制を構築しています。インボイス制度対応に伴う納税負担等を相談できます。

相談受付窓口



よろず支援拠点



詳細は裏面へ

- ✓ 商工会・商工会議所及びよろず支援拠点等による経営相談対応・専門家派遣・講習会の開催等を実施しています。

課税事業者を選択する皆様

デジタル化によるインボイス対応 にかかる事務負担の軽減

- ✓ IT導入補助金により、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- ✓ また、取引関係における受注者の中小企業等が無償で利用できる場合に、発注者（大企業を含む）がまとめて行う受発注ソフトの導入費用を支援します。

詳細は裏面へ

免税事業者を維持する皆様

免税事業者についての 取引上の懸念への取組み

- ✓ 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aを公表しているほか、実態把握のための書面調査等を実施しています。
- ✓ 取引上のお悩みは下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口（以下Q&A末尾参照）または下請かけこみ寺にご相談ください。

Q&A



下請かけこみ寺



本紙は「令和6年度補正予算事業」の制度概要をご紹介します。
準備が整い次第公募を開始しますので、現在の公募情報はホームページでご確認ください。



<税理士へのオンラインでの相談>

インボイス対応に伴う税負担や登録の要否に関して、どのように検討すればよいかなどについて、税理士にオンラインで相談することができます。

※まずは事務局のお電話でご相談内容をお伺いします。ご相談内容によっては、他の窓口にご案内する場合がございます。

事務局ホームページ

お問い合わせ先：

中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口

一般電話 045-330-1365

ナビダイヤル 0570-028-045

受付時間 9時～17時（土日祝は除く）

<https://chusho-invoice.go.jp/>



<IT導入補助金> デジタル化による事務負担軽減

インボイス対応類型では、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。また、電子取引類型では、発注者（大企業を含む）が受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業等に無償で利用させる場合の導入費用を支援します。

類型名	電子取引類型		インボイス対応類型			
	大企業等	中小企業・小規模事業者等				
補助事業者	大企業等	中小企業・小規模事業者等				
補助率	1/2	2/3	4/5、3/4（※1）	2/3（※2）	1/2	
補助額	～350万円		50万円以下	50万円超～350万円	～10万円	～20万円
補助対象経費	インボイス制度に対応した受発注ソフト		インボイス制度に対応した会計・受発注・決済ソフト		PC・タブレット等	レジ・券売機等

（※1）小規模事業者については補助率は4/5、中小企業については補助率は3/4。

（※2）補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4（小規模事業者は4/5）、50万円超については2/3。

現在の公募情報はこちら

お問い合わせ先：

サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター
0570-666-376

<https://it-shien.smrj.go.jp/>



経済産業関係 令和7年度(2025年度)税制改正のポイント

1. 国内投資の持続的拡大

①中小企業経営強化税制の拡充・延長

- 中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、**中小企業経営強化税制**（即時償却又は税額控除（最大10%））を**2年間延長**した上で、**100億企業を目指す中小企業に対する措置を拡充**（対象設備に建物を追加。建物に対し、**特別償却(最大25%) 又は税額控除(最大2%)**）する。

②地域未来投資促進税制の拡充・延長

- 地域経済を牽引する企業の成長促進を通じた強靱な産業基盤の構築に向けて、地域経済への波及効果が特に高く期待できる事業の促進を強化すべく、地域未来投資促進税制(通常は、特別償却(35%)又は税額控除(4%))の措置期間を3年間延長した上で、**地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置(特別償却50%又は税額控除5%)を追加**する。

③エンジェル税制の拡充

- スタートアップに対する資金供給を促す観点から、エンジェル税制について個人投資家による更なる利活用を拡大するため、**再投資期間(現行1年)を株式譲渡益が発生した年の翌年末(最大2年間)まで延長**する。

④固定資産税の特例措置の拡充・延長

- 赤字の中小企業であっても前向きな投資を引き続き可能とするため、賃上げを行う企業を対象に設備投資に伴う**固定資産税の特例措置を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて軽減率を引き上げる**（課税標準を最大で5年間1/4まで軽減）。

経済産業関係 令和7年度(2025年度)税制改正のポイント

2. 中小企業の活性化

①事業承継税制の見直し

- 経営者の高齢化の進展等に鑑み、中小企業の事業承継を一層後押しし、生産性向上・成長への支援を強化する観点から、**事業承継税制の特例措置について、役員就任要件の見直し（現行:「贈与日まで3年以上役員である」→改正案:「贈与の直前に役員である」）を行う。個人版事業承継税制についても同趣旨の見直しを行う。**事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する。

②中小企業経営強化税制の拡充・延長（再掲）

- 中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、**中小企業経営強化税制（即時償却又は税額控除（最大10%））を2年間延長した上で、100億企業を目指す中小企業に対する措置を拡充（対象設備に建物を追加。建物に対し、特別償却(最大25%) 又は税額控除(最大2%)）**する。

③中小企業投資促進税制の延長、④中小企業軽減税率の延長等

- 人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の更なる設備投資を促進するため、**中小企業投資促進税制（特別償却30%又は税額控除（7%）（※1））を2年間延長**するとともに、財務基盤を強化するため、**中小企業軽減税率（所得800万円まで、法人税率を19%→15%に軽減（※2））を2年間延長**する。
※1 税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る
※2 課税所得10億円超の中小法人等は法人税率を19%→17%に軽減

⑤中小企業防災・減災投資促進税制の延長等

- 令和6年能登半島地震をはじめ、自然災害が全国で多発する中、中小企業における防災・減災能力の強化が一層重要性を増していることを踏まえ、**中小企業防災・減災投資促進税制（特別償却16%）を2年間延長等**する。

⑥固定資産税の特例措置の拡充・延長（再掲）

- 赤字の中小企業であっても前向きな投資を引き続き可能とするため、賃上げを行う企業を対象に設備投資に伴う**固定資産税の特例措置を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて軽減率を引き上げる（課税標準を最大で5年間1/4まで軽減）**。

経済産業関係 令和7年度(2025年度)税制改正のポイント

3. 激動する国際課税制度への対応と企業のグローバル対応に向けた環境整備

①経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応、②外国子会社合算税制の見直し

- ・ 経済のデジタル化・グローバル化に伴う課税上の課題への解決策として国際合意された①市場国への新たな課税権の配分等（第1の柱）について多数国間条約案の署名に向けた交渉が継続し、②グローバル・ミニマム課税（第2の柱）について各国法制化が進展するなど、国際課税制度は激動の時代を迎えている。こうした状況に鑑み、グローバル・ミニマム課税の更なる法制化を踏まえ、**同制度及び関連する既存の類似措置（外国子会社合算税制）における事務負担の軽減のための手続き等の簡素化等**を行う。

4. エネルギーサプライチェーンの強靱化・GXの実現や産業競争力強化に向けた検討

①減耗控除制度の延長等

- ・ 世界各国によるカーボンニュートラルに向けての取り組みや、ウクライナ危機や中東情勢の緊迫化など、エネルギー・鉱物資源の安定供給確保の重要性が増している中、**持続的な鉱業活動を後押しする減耗控除制度の3年間の延長等**を行う。

②電気供給業・ガス供給業に係る課税方式の検討

- ・ 電気供給業・一部のガス供給業について、強靱なエネルギーサプライチェーンを構築する観点から、一般の企業との課税の公平性確保を図るため、**法人事業税の課税方式を他の事業と同様の課税方式へ変更することについて引き続き検討**する。

③車体課税の見直し

- ・ 車体課税については、**カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとすべく**、国・地方の税収中立の下で、**取得時における負担軽減等課税のあり方を見直す**とともに、自動車の**重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等**について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、**令和8年度税制改正において結論を得る**。

※次世代半導体税制の新設（与党税調において「法案の内容を見て検討」とされており、法制上の整理を前提とする）

- ・ 産業競争力の強化及び経済安全保障に資する**国内での次世代半導体の量産等の実現に向け、資本増強によって発生する税負担を軽減する措置を行い、次世代半導体事業者の財務基盤の強化を図る**。

中小企業経営強化税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- **適用期限を2年間延長。**（令和8年度末(2026年度末)まで）
- 100億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う**建物を対象設備に追加**する。
- 建物を新增設した際、その年度末の**雇用者給与支給総額**が前年度末と比較して**2.5%以上増加した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用する。**
- 現行措置について、**C類型は廃止、A類型及びB類型は指標の見直し**を行う。

改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性*が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率*が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる		器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備	経済産業局	ソフトウェア（70万円以上） (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資利益率が年平均7%以上 ● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ● 売上高成長率年平均10%以上を目指す ● 前年度売上高10億円超90億円未満 ● 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 ● 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 ※拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。		機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） 器具備品（30万円以上） ソフトウェア（70万円以上） 建物及びその附属設備（1,000万円以上） （生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る） ※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	

※1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物、建物附属設備を除く。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除く。

※4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く。

中小企業投資促進税制の延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における設備投資を後押しするため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る

- 人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の更なる設備投資を促進するため、適用期限を2年間延長する。

改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港灣運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置【1台160万円以上】
	<ul style="list-style-type: none"> ・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】
	<ul style="list-style-type: none"> ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものなどは除く
	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・内航船舶（取得価格の75%が対象）

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外

※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

中小企業者等の法人税率の特例の延長等 (法人税・法人住民税)

延長等

- 中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、19%から15%に軽減されているところ(※)、資金繰り負担を緩和し、財務基盤を強化するため、**適用期限を2年間延長する。**

※ 単年所得10億円超の中小企業者等の税率については、19%から17%に軽減する。

改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている(本則)。
- 当該税率を、令和9年(2027年)3月31日までの時限的な措置として、単年所得10億円以下の中小法人においては、更に15%に軽減(租税特別措置)。

対象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	-
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	-
	年800万円以下の所得金額 ※ 所得10億円以下の中小法人 の場合	<u>19%</u>	<u>15%</u>
	年800万円以下の所得金額 ※ 所得10億円超の中小法人 の場合	<u>19%</u>	<u>17%</u>

※過去3年平均で所得15億円超の中小企業が本措置の対象外となる基準(所得基準)は引き続き維持。

※適用対象法人の範囲から、通算法人を除外する。

生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の拡充及び延長

拡充・延長

(固定資産税)

- 赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資を後押しするため、賃上げを行う企業を対象に、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置の適用期限を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて、軽減率を引き上げる。
- 具体的には、賃上げ率を1.5%以上引き上げる方針を表明した場合は、3年間、課税標準を1/2に軽減する。賃上げ率を3%以上引き上げる方針を表明した場合は、5年間、課税標準を1/4に軽減する。

改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

<全体のスキーム>

国
(基本方針の策定)

協議 ↑ ↓ 同意

市町村
(導入促進基本計画の策定)

申請 ↑ ↓ 認定

中小企業
(先端設備等導入計画の策定)

特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業		
計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること		
対象設備等	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件
	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)
	②測定工具及び検査工具	30万円以上	
	③器具備品	30万円以上	
	④建物附属設備	60万円以上	
特例措置	固定資産税(通常、評価額の1.4%) ・先端設備等導入計画中に1.5%以上の賃上げ表明*に関する記載あり → 3年間、課税標準を1/2に軽減 ・先端設備等導入計画中に3%以上の賃上げ表明*に関する記載あり → 5年間、課税標準を1/4に軽減 ※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの。		
適用期限	2年間(令和9年3月31日(2026年度末)までに取得したもの)		

中小企業防災・減災投資促進税制の延長等 (所得税・法人税)

延長

- 近年、能登半島地震をはじめ大規模な災害が多発する中、中小企業における防災・減災能力の強化が一層重要性を増している。
- 中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは重要であり、今後も**中小企業による防災・減災に向けた設備投資を促進が必要**であるため、**適用期限を2年間延長**する。

改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

- 適用対象者：令和9年(2027年)3月31日までに「事業継続力強化計画」(連携計画含む)の認定を受けた中小企業者
- 適用期間：事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに、当該計画に記載された対象設備を取得等して事業の用に供すること。
- 税制措置：特別償却16%
- 対象設備：自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する以下の設備

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台(対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る)、防水シャッター等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

※ これまで対象であった感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ装置は対象外となる。

(参考) 事業継続力強化計画認定制度の概要

- 「事業継続力強化計画」とは、中小企業が、自然災害や感染症などへの**防災・減災対策の第一歩**として、(単独又は連携して) 取組内容等を取りまとめて作成する計画。
- **経済産業大臣の認定**を受けると、**融資・税制などの優遇措置**あり。

計画認定スキーム



【計画の種類】

■ 事業継続力強化計画

中小企業・小規模事業者が単独、または、協力者の協力の下で実施する計画

■ 連携事業継続力強化計画

2者以上の中小企業者・小規模事業者が他の中小企業等や大企業や経済団体等と連携の下で実施する計画

事業継続力強化計画の記載項目

- 発災時の**初動対応手順** (安否確認、被害の確認・発信手順等)
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策
- 計画の推進体制 (経営層のコミットメント)
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組

認定を受けた事業者に対する支援

- 認定事業者によるロゴマーク使用
- 防災・減災設備導入に対する税制措置
- 低利融資、信用枠拡大等の金融支援
- 補助金採択時の加点措置
- 自治体や連携企業の支援策

【事業継続力強化計画 (中小企業庁HP)】

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html>



(参考) 大切なビジネスを守るBCP事例集

- 九州経済産業局では、危機的状況においても事業を継続できるよう、様々な対策に取り組んでいる九州地域の中小企業等の事例をまとめた「大切なビジネスを守るBCP事例集」を作成。
- 自然災害、感染症、サイバーセキュリティ対策等に取り組む事例のほか、自治体・商工団体の取組事例、事業継続力強化に向けた支援ツール、自然災害やサイバーセキュリティ対策、感染症に対する自社の取組状況を確認出来るチェックリストなどを掲載。



目次

■ BCPってなに？

■ 事例紹介

- ・低コスト／低労力による取組
- ・BCP策定を通じた信用力向上
- ・経営資源の保護
- ・人材育成
- ・外部連携による取組

■ 自然災害時に気をつけてほしい4つのこと

■ 事業者の防災対策を支援する自治体・商工団体の取組事例

■ 事業継続力強化に向けた支援ツール

知る・調べる

- ・ハザードマップポータルサイト
- ・ミラサポplus (事例検索)
- ・「強靱化支援」ポータルサイト
- ・中小企業「強靱化」シンポジウム
- ・中小企業BCP支援ガイドブック
- ・コロナ禍における事業継続に向けたBCP (事業継続計画)

計画をつくる

- ・事業継続力強化計画
- ・BCP (事業継続計画) 策定運用指針

サポートを受ける

- ・事業継続力強化計画策定に向けた実践セミナー
- ・専門家派遣・経営相談チャットサービス
- ・よろず支援拠点

■ 参考

よろず支援拠点

- 中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対し、一步踏み込んだ専門的な助言を行うため、平成26年6月から各都道府県に設置しているワンストップ相談窓口。
- 各拠点には、様々な経営課題に対応する専門家を配置しており、何度でも無料で相談可能。

中小企業の経営者を「一人にしない」
国が設置した無料の経営相談所

年間50万件以上の相談対応 満足度90%以上

中小企業・小規模事業者のための
よろず支援拠点

どんな相談もワンストップで解決。

回数無制限 無料で相談

<p>あらゆる経営課題へ対応</p> <p>中小企業・小規模事業者の皆さまが直面し、実質していく様々な経営課題の相談に応じます。</p>	<p>専門性の高い経営アドバイス</p> <p>経営、金融、マーケティングなど、多岐にわたる分野の専門家や、企業経営の経験者が在籍しています。</p>
<p>相談から実行までフォロー</p> <p>解決策の提案だけでなく、その実行に向けて継続的にフォローします。課題解決後も、新たな課題や同僚に向けて継続して支援を行います。</p>	<p>他の支援機関との連携による支援</p> <p>相談内容や経営課題に応じて、地域の他の支援機関等と連携して支援を行います。</p>

質問・相談・予約は、
お近くの「よろず支援拠点」まで、お気軽にお問い合わせください。

今すぐ相談!

よろず支援拠点を 知る
よろず支援拠点全国本部 HP
<https://yorezu.smrj.go.jp/about/>

お近くの拠点を 調べる
よろず支援拠点一覧
<https://yorezu.smrj.go.jp/base/>

	実施機関	チーフコーディネーター
福岡県	(公財)福岡県中小企業振興センター TEL: 092-622-7809	 佐野 賢一郎
佐賀県	(公財)佐賀県産業振興機構 TEL: 0952-34-4433	大村 一雄 
長崎県	長崎県商工会連合会 TEL: 095-828-1462	 團野 龍一
熊本県	(公財)くまもと産業支援財団 TEL: 096-286-3355	鹿子木 康 
大分県	(公財)大分県産業創造機構 TEL: 097-537-2837	 富田 一弘
宮崎県	(公財)宮崎県産業振興機構 TEL: 0985-74-0786	川野 圭介 
鹿児島県	(公財)かごしま産業支援センター TEL: 099-219-3740	 森友 伸和

参考資料 情報収集に役立つサイト

- 中小企業庁HP
- 経済産業税制総合Webページ
- ミラサポplus
- J - Net 2 1
- メルマガ「中小企業施策『広め隊』」



中小企業庁について

審議会・研究会

白書・統計

政策について

申請・お問合せ



重要なお知らせ

令和6年4月9日

> 令和6年能登半島地震に伴う支援策情報等はこちらです

🔍 キーワードから探す

検索 🔍

おすすめキーワード

令和6年能登半島地震関連情報

中小企業診断士

事業継続力強化計画

事業継続

中小企業活性化協議会

事業再構築補助金

セーフティネット

ものづくり補助金

中小企業の定義

経営力向上計画

📣 新着情報

📡 RSS

📄 公式X



申請・お問合せ

English

サイトマップ

本文へ

文字サイズ変更 小 **中** 大

アクセシビリティ
閲覧支援ツール



ニュースリリース

会見・談話

審議会・研究会

統計

政策について

経済産業省
について

[ホーム](#) ▶ [政策について](#) ▶ [経済産業税制総合Webページ](#)

印刷

経済産業税制総合Webページ

経済産業税制総合Webページ

事業者区分別／トピック別に活用いただける税制についてご案内しています

お知らせ 2024年04月22日 税制総合ページを公開しました。

事業者区分で探す



中堅企業に
活用いただける税制



中小企業に
活用いただける税制



スタートアップに
活用いただける税制



個人（投資家など）の方に
活用いただける税制

自社でも使える
税制を知りたい

各税制の詳細を
まとめて確認したい

経済産業税制 総合Webページ

経済産業省では、2024年4月に経済産業省関連税制を一覧で確認できるWebページを開設しました。

事業者区分で探す

- 中堅企業の方向け
- 中小企業の方向け
- スタートアップ向け
- 個人（投資家）向け



トピックで探す

- 研究開発
- 賃上げ/人材確保
- スタートアップ応援
- 中小企業設備投資関連
- GX投資
- デジタル投資
- 組織再編
- 事業承継・M&A
- エネルギー関連
- 国際課税
- その他

本サイトの使い方

1

お悩みやお困り事は？



【中小企業経営者Aさんのお悩み】

自社でも世間で話題の賃上げに取り組みたいな。
税金の優遇制度はあるのかな？

2

事業者区分別/トピック別に税制を検索！

Webサイトに遷移



事業者区分別から



中小企業に
適用いただける税制

トピック別から



賃上げ、人材確保
人への投資

税制発見！！

➔ 賃上げ促進税制

3

該当ページで詳細理解！



各税制のページで、

- 適用期間
- 適用要件
- その他最新情報
等が分かる！

【お問い合わせ先】
経済産業省 経済産業政策局 企業行動課

■ 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
■ 代表電話 03-3501-1511



【裏面に続く】

URL : <https://www.meti.go.jp/main/zeisei/index.html>

【お問い合わせ先】
経済産業省 経済産業政策局 企業行動課

■ 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
■ 代表電話 03-3501-1511



URL : <https://www.meti.go.jp/main/zeisei/index.html>

中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」 <https://mirasapo-plus.go.jp/>

- 事業者にも中小企業施策を知ってもらう、使ってもらうための情報発信サイト
- 中小企業向けの情報発信から電子申請までをワンストップで案内



中小企業向け補助金・総合支援サイト

日本語 国
本文へ 支援者向け申請サイト、 使い方ガイド 会員登録

経営戦略マップ 支援制度を探す 経営相談しよう

10年先の会社を考えよう
経営戦略マップ

β版

人気の補助金・給付金を確認しよう

支援制度を探す(制度ナビ)

補助金/税/認定など様々な支援制度があります。



事例を探す(事例ナビ)

中小企業・小規模事業者の様々な経営事例集を集めました。



経営相談をする

地域の支援機関や専門家をご紹介します。



メニュー / 経営のヒント

経営のヒント

提供サービス



- ① 更新情報周知、更新メール配信
- ② 専門家派遣依頼の申請
- ③ 経営お役立ちコンテンツ
- ④ 電子申請サイトへのリンク（ワンストップ）
- ⑤ 電子申請サポート機能
- ⑤ 支援制度検索サービス「制度ナビ」
- ⑥ 事例検索サービス「事例ナビ」
- ⑦ サイト利用者へのおすすめ情報
- ⑧ 経営状況見える化（ローカルベンチマーク）



中小企業経営者の課題解決をサポートする
最新の支援情報や事例をお届けします。

メルマガ登録はこちら

Google カスタム検索



ホーム

課題別情報

支援情報ヘッドライン

ビジネスQ&A

起業・創業

特集・事例

J-Net21とは

トピックス

注目テーマの特集や最新の取組み事例をご紹介します。

「現状維持は後退である」、社名のごとく進化を継続【株式会社ソロン（佐賀県佐賀市）】

不動産売買仲介を手掛ける「イエステーション」のフランチャイズ（FC）として佐賀市内と福岡県久留米市内の2店舗を構える株式会社ソロン。不動産業らしからぬ社名は、古代ギリシャの七賢人の一人で、アテナイ（アテネの古代名）の民主主義の基礎を築いたといわれる高名な政治家・ソロンから名付けた。その名にふさわしく、デジタル技術を駆使した改革を進めた同社は今年に入り、DX推進企業の証ともいえるDXマーク認証を受けたのに続き、経済産業省の「DXセレクション2023」の優良事例に選定された。



中小企業とDX

経営に役立つ情報をテーマ別にご紹介します。

> [経営力向上に役立つ情報](#)

> [現場力向上に役立つ情報](#)

> [起業・創業に役立つ情報](#)

> [支援情報](#)

> [調査データ・業界レポート](#)

中小企業NEWS

最新の補助金情報や支援情報をお届けします。

支援情報ヘッドライン

補助金 助成金

支援情報

[支援情報ヘッドライン](#)



2023年5月31日

[ビジネスチャレンジコンペ参加者を募集、最優秀賞に最大500万円：香川県](#)

2023年5月31日

[「新しい日常」対応型サービス創出に最大750万円：東京都中小企業振興公社](#)

参考となる
データ等を掲載



【メールマガジンのイメージ】

広報サポーター大募集！ -あなたの登録をお待ちしています！-

「中小企業施策『広め隊』」とは・・・
中小・小規模企業等に情報を提供していただく
広報サポーターの集合体です。



メールマガジン

九州経済産業局で配信しているメールマガジンの一覧です。メールマガジンの登録は、

- ▼ [【九州経済産業局】新着情報配信サービス](#)
- ▼ [【九州経済産業局】Kyushu Economic Junction メールマガジン](#)
- ▼ [【九州経済産業局】クリエイティブ九州ニュースメールマガジン](#)
- ▼ [【九州経済産業局】海外ビジネスサポート通信](#)
- ▼ [【九州経済産業局】中小企業施策「広め隊」メールマガジン](#)
- ▼ [【九州経済産業局】コラボレーション九州](#)
- ▼ [【九州経済産業局】九州ITメールマガジン](#)
- ▼ [【九州経済産業局】九州知的財産戦略センターニュース](#)
- ▼ [【九州経済産業局】Kyushu-Car-Industry メールマガジン](#)
- ▼ [【九州経済産業局】エナコロ通信](#)
- ▼ [【九州経済産業局】九州・省エネ情報メールマガジン](#)
- ▼ [【九州経済産業局】環境・エネルギービジネス メールマガジン](#)

- 中小企業施策「広め隊」メルマガ 第689回
-20230525...
 - 1.【補助金】
海外サプライチェーン多元化等支援事業 第8回公募(実証・FS)について
 - 2.【セミナー】
アフターコロナのインターンシップ戦略／最新事例セミナー(福岡県)
 - 3.再【説明会】
第143回エコ塾『そろそろ本気で取組む ESG経営』
日時:令和5年5月29日(月)14時30分～
(福岡市、九州環境エネルギー産業推進機構(K-RIP))
-
-
 - 1.【補助金】
海外サプライチェーン多元化等支援事業 第8回公募(実証・FS)について

<https://www.jetro.go.jp/services/supplychain/info-8.html>

■事業目的
本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、特にアジア地域における生産拠点の多元化等によってサプライチェーンを強靱化し、日ASEAN経済産業協力関係を強化することを目的とします。